

会 議 録 目 次

令和元年第4回海田町議会定例会（第2日目）

令和元年9月4日（水）午前9時00分 開会

日程第1 一般質問

○久留島元生議員	4
○富永やよい議員	7
○崎本広美議員	15
○大高下光信議員	20
○岡田良訓議員	24
○大江康子議員	36
○小田久美子議員	42
○宗像啓之議員	47
○前田勝男議員	57

日程第2	第31号議案	工事請負契約の締結について	68
------	--------	---------------	----

日程第3	第32号議案	海田町森林環境譲与税基金条例の制定について	75
------	--------	-----------------------	----

日程第4	第33号議案	会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について	77
------	--------	-------------------------------------	----

日程第5	第34号議案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	77
------	--------	---	----

日程第6	第35号議案	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	81
------	--------	--	----

日程第7	第36号議案	海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	85
------	--------	--------------------------	----

日程第8	第37号議案	海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	87
------	--------	-------------------------------------	----

日程第9	第38号議案	海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	89
------	--------	---	----

日程第10	第39号議案	海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について……	91
日程第11	第40号議案	令和元年度海田町一般会計補正予算（第2号）……	93
日程第12	第41号議案	令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……	93
		（延 会）……	97

令和元年第4回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和元年9月3日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 9月4日（水）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町       | 長 | 櫻 竜 俊   |
| 企 画 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部     | 長 | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次   | 長 | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次   | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課     | 長 | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課  | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課     | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課     | 長 | 近 森 茂   |
| 税 務 課     | 長 | 片 山 茂   |
| 町 民 生 活 課 | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課     | 長 | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 中 下 義 博 |
| こ ど も 課   | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 課     | 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 | 長 | 早稲田 誠   |
| 教 育       | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次     | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 森 山 真 文 |

~~~~~○~~~~~

議 会 事 務 局 長 辻 千奈美
主 査 水 野 啓 太
主 事 木 村 俊 英

10. 議 事 日 程

日程第2 第31号議案 工事請負契約の締結について

日程第４ 第33号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
制定について

日程第 5 第34号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 第35号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

日程第 7 第36号議案 海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 第37号議案 海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第 9 第38号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第39号議案 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第40号議案 令和元年度海田町一般会計補正予算（第2号）

日程第12 第41号議案 令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 発議第4号 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議案

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、

本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に続き、一般質問を続行いたします。10番、久留島議員。

○10番（久留島） 10番、久留島です。急傾斜地崩壊対策事業についてお尋ねします。現在、全国に国土強靱化が叫ばれる中、海田町においても昨年の災害以来、町民の不安も頂点に達しております。私の地域にも急傾斜地崩壊対策事業として、平成28年11月1日、午後2時に成本自衛隊官舎山側において、地権者、西部事務所、海田町が境界立会し、測量が行われました。翌平成29年4月から工事に着手すると言われ、一同安堵しましたが、その後、何の連絡もなく今日に至っております。

昨年の豪雨災害で人命に関わる工事を最優先されたのは分かりますが、レッドゾーンの地域の人たちは警報が出る度に不安で夜も眠れない毎日が続いております。是非、事故が起きる前に工事を完了してほしいものです。

今後の計画をお伺いします。

○議長（桑原） 西田町長。

○町長（西田） 久留島議員の質問に答弁いたします。急傾斜地崩壊対策事業についての質問でございますが、成本12地区急傾斜地崩壊対策事業は、広島県が平成29年4月に事業着手し、これまで保安林の指定解除と急傾斜地崩壊危険地域の指定手続きを行われておりましたが、昨年の豪雨災害により事業を中断している状況とのことです。

今年度は、引き続き、災害復旧を優先して行うため、来年度から借地契約の手続きに入り、その後、速やかに工事着手できるよう努めると伺っております。

町といたしましては、引き続き、早期の工事着手を要望してまいります。

○議長（桑原） 久留島議員。

○10番（久留島） 再質問させていただきます。今、町長からお聞きした工事スケジュールの件ですが、具体的な工事スケジュールはいつ頃示されますか。お尋ねします。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもございましたように、借地契約を行いまして、その後、速やかに工事着手となっております。工事の具体的なスケジュールにつきましては、事業者の方が決定した後に、地元の方に説明をした上で工事を着手されると伺っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）その着手時期は明確になりませんか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）担当課長の方に、そのことについても問い合わせをしておりますけれども、今の時点では具体的に工事の着手時期についてはお示しをいただけませんでした。ただ、借地契約については、できれば単年度で終わらせて、速やかに工事に入っていきたいという目標を立てていらっしゃるということでした。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは、住民の安全確保の件でございますが、急傾斜地が崩壊した場合は、被害を受ける民家はどれぐらいを想定しておられますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回の区域指定に当たりまして、住宅13棟、集合住宅3棟が被害想定範囲と示されております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）その手続きが今年度中にできて、来年度から工事着手できるようになりますかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今年度は災害復旧を優先するため、引き続き、ちょっと着手ができないと。来年度から借地契約の手続きに入って、その後、できるだけ早い段階で工事に着手していきたいということを伺っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは、来年度から着手というのが難しいようにお伺いしますが、それまでの住民の安全確認はどのように考えておられますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）これまでと同様に、適切な水防体制を敷いて、そういった住民さんの安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）成本自衛隊官舎の周辺は、急傾斜地崩壊以外にどんな災害を想定されておられますか。山の方側を見たら、山に大きな岩がそびえとるんですね。地震でもあったら、あれが下へ落ちてくるんじゃないかと、みんなが不安にしているんですが、専門家に前に聞いたら、あの石は落ちてきたら自衛隊官舎をぶち抜いて瀬野川まで落ちると言っていましたからね。そこらの想定はどのようにお考えですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今現在の県の方で想定をされている項目の中に、今おっしゃられたような地震による落石という想定はございませんので、申し訳ございませんが、巨石についての想定というのは、今の段階ではございません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）3年前に、そういうふうに着手するというのを伺いましたんですが、今までこの3年間、梅雨時になったら、いつ崩れるかと思って、皆さん心配しておられるんですが、パトロールなどして現状を把握しておられましたかね、今まで。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）建設課の方では、毎年梅雨入り前に一斉点検を行っております。その中で急傾斜であるとか、道路、河川等々の点検をさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）そのパトロールをされたのは、いつ誰が実施したのか、その結果はどのようなであったか、お尋ねをします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）詳しい日付まではちょっと覚えていないんですけども、今年の5月の下旬から6月の頭だったと思うんですけども、町の職員によって4班編成で町内を4地区に分けてパトロールを実施しました。その結果、特段の異常は見受けられないという結果になっております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは、今後の取組でございしますが、早期の着手を要望すると、県の方に要望してやると言っておられましたが、これ、早く実現しないと、安全が守れないし、知事に対して強く要望していただきたいと思いますが、これはいかがですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）これまでも、町長の方から、関係機関、知事も含めて国に対しても要望活動を実施しております。今後も引き続いて、できるだけ早期に工事着手していただけるよう、要望活動を重ねてまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）最後にお尋ねするんですが、なぜこの3年間も、何もしない、今までの事業が、今お聞きしたら、かなり事情があったように見受けるんですが、なぜ何もなしで住民が不安におののいているのに、放っておかれたか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、その時間を要したことについては、町長答弁にもございましたように、諸手続きがあったことに尽きるんですけれども、それらについて住民さんの方に周知、連絡がなかったということにつきましては、大いに反省すべき点だと思いますので、今後、県とその辺については調整をさせていただいて、何らかの対策の方を考えさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは、状況を地権者に連絡しておいてもらえますか。今までの状況、このような状況で遅れておりますいうのを。皆、不安でね、いつやってもらえるのかと思って、やりますと言ってから3年間放られたら、そりゃ、毎月、わたし自治会で集まって議会報告というのをやっているんです。その度に、大きな工事着手の図面が自治会館に張ってあるんですよ。いつもみんなが見てから、いつかないつかなと言っているんですが、地元から町長が出られるんだから間違いはない、すぐやってくれますいうて、私は言っているんですが、何ら返事もないし。何でこうして放っているのかなと思って、そこらのところを危惧したんですが、しっかり、地域の関係者に連絡をしておいてください。お願いします。終わります。

○議長（桑原）3番、富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。大きく2点についてお伺いいたします。

パートナーシップ制度について。同性カップルを自治体が結婚に相当する関係と認めるパートナーシップ制度が、全国で初めて2015年に渋谷区と世田谷区で始まりました。この制度は、法的拘束力はないものの同性カップルにとって赤の他人からパートナーと

いう証明を受けることであり、住居の賃貸契約や病院での面会、住宅ローンや生命保険の受取人の指定、携帯電話の家族割引の適用などのメリットがあります。

パートナーシップ制度は都市部から地方へと広がり始め、2019年には24の自治体が制度を導入していますが、地方ではまだまだ当事者が声を上げることが難しい、性的マイノリティーへの理解が進まない現実もあります。制度導入は自分の周りにはL G B T s がいなく思っている人たちに、マイノリティーについて考えるきっかけを作るのではないのでしょうか。

そして、自治体が制度という支えを作ることで、マイノリティーの人たちが勇気を持って、声を上げやすい環境となり、多様性を認める社会につながっていくのではないのでしょうか。愛する人と結婚したい、家族になりたいという気持ちはごく自然な感情ですが、日本では同性婚は認められていません。主要7か国、G7の中で同性婚を認めていないのはイタリアと日本だけで、かつイタリアは、国が認めているパートナーシップ制度がありますが、日本だけはまだ国が認めていません。世界でも同性カップルの結婚を法的に認めてきた国は25か国で、その多くがパートナーシップ制度を経て、同性同士の結婚を実現してきました。

日本において、この制度が全国に広まっていくことは、平等な結婚の後押しをする意味でも大きな意味があります。海田町でもこのパートナーシップ制度を導入し、みんなが自分らしく生きていけるまちづくりを進めてはいかがでしょうか。

2点目、中学校制服選択制について。性別に関係なく自由に制服を選べる公立中学校が全国で増え始めています。埼玉県新座市や東京都中野区などはスラックスとスカートを自由に選択できる制度を導入し、福岡市は男女共通の制服デザインを検討しています。千葉市では男子も女子もスカート、スラックスを選択可能にした中学校もあります。これまで、制服に男らしさ、女らしさの考え方が投影された結果、男子はズボン、女子はスカートという形態が続いてきましたが、社会での性別の固定的な捉え方が変化していく中で制服も変化していくべきではないのでしょうか。制服を自由に選択できることで、自分の性に思い悩む子どもたちにとって、心の重荷を軽くすることができます。また、多様な生き方、個性や価値観を認めてあげることで、子どもたちが過ごしやすい学校環境づくりを進めていくことができるのではないのでしょうか。

海田町の中学校にも制服選択制を導入してはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）富永議員の質問の１点目については私から、２点目については教育委員会から答弁いたします。

まず、パートナーシップ制度についての質問でございますが、現在のところ、広島県内ではこの制度を導入している自治体はございませんが、全国では徐々に実施される自治体が増えていることも認識しております。

本町ではパートナーシップ制度に関する当事者からの相談はありませんが、性的マイノリティーに対する理解を深めるための啓発は必要と考えておりますので、今年度初めてＬＧＢＴｓの講演会を住民の方々を対象に開催する予定としている状況でございます。

そのため、社会全体が性の多様性を認める上で、このことを理解し、尊重していくよう、まずは意識啓発をしていきながら、パートナーシップ制度についての調査研究をしてまいりたいと思います。

それでは、２点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）富永議員の質問に答弁いたします。中学校制服選択制についての質問でございますが、議員御指摘のとおり、多様な生き方、個性、価値観、これを認め、児童生徒が過ごしやすい学校環境づくりを進めていくことが大切であるということは承知しておるところでございます。各学校においては文部科学省や県教育委員会が作成している資料等を活用して、性同一性障害をはじめ、個に対するきめ細かな対応について教職員の理解を深めるとともに、個々に応じた適切な対応ができるよう指導しております。

町内、公立中学校において、制服選択制を導入することについては、今後も調査研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（桑原）富永議員。

○３番（富永）再質問させていただきます。今年度はこのＬＧＢＴｓの講演会を１１月にさせていただくということで、２年前、一昨年にＬＧＢＴｓのお話を一般質問でさせていただいて、こういった形でちょっとずつ進んでいるのはうれしい限りだなと思います。

このパートナーシップ制度を導入した市の根本にありますのが、あらゆる差別を許さ

ず互いを尊重するまちづくりを目指して、市民一人一人の人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるようにということで施行されております。

海田町の第4次総合計画の中にも、人権尊重のところで、全ての人々の人権が尊重され、共存する平和で豊かな社会が築かれているということを施策として、目標として書かれていますが、その中で人権教育と啓発ということが書かれております。これまでに第4次総合計画に反映して、性の多様性に対しては、どのように教育を進めてこられたのかお尋ねいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）学校教育の場面ということでお話をさせていただきます。先ほどの教育長答弁にもありましたように、LGBTs等、性同一性障害に関わる研修等につきましては、教職員を対象に平成28年度あたりから、県又は国の通知を使ったり、研修資料を使いまして、まず職員への啓発等をしております。それから、人権教育という部分と重なる部分もありますが、道德教育等の中で性の扱いということで子どもたちへの指導等を、場面を通じてやっている状況でございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）教育現場でのLGBTs、性的マイノリティーの教育というのは、取扱いが始まっていると思うんですけれども、町として町民に対してどういった教育がこれまでされてこられたのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）今の御質問でございますが、LGBTsについて、やはり海田町では今男女共同参画の第2次基本計画の中にそれを入れさせていただいております。実際、その啓発というところが、あまりまだ行っていないというのが現状でございます。ということで、町長答弁にもございましたが、今年度、初めて、そういう講演会を、まず意識啓発の方から始めさせていただきたいということで、そういう講演会の方を開催させていただくものでございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）今策定されている第5次海田町総合計画への、この人権もなんですけれども、具体的に性を含めた多様性というのはどのように組み込まれていくのでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、第5次総合計画を策定しておりますけれども、まずは第4次、現計画の検証というのをこれから取り組んでいくところでございます。その中で、現状の取組がどうかというのを検証して、その結果、第5次でこういったところを目指していくのか、そういったものを議論していきたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）教育、啓発もこれからも続けていかなければならないと思いますし、必要ですけれども、もっと具体的に目に見えた施策というのも必要ではないかなと思います。

世界に目を向けると、国連が今年3月20日に発表した世界156か国の地域を対象した幸福度を格付けする世界幸福度ランキングというのがありますけれども、こちらで発表されたのが、トップテン入りした国々が、やはりLGBTsに優しい国と呼ばれている北欧5か国、アイスランド、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、そしてこの幸福度ランキング1位がフィンランドです。こちらも合法化されております。

こちらの各国大使館の方々は、LGBTsの権利は個々の違いを乗り越えるための人権であり、生まれてきたルーツや背景に関係なく、全ての人々に自分らしさを追求する権利だというふうにおっしゃっています。オープンで寛容であること、違いを受け入れることが大切ともおっしゃっております。

更に、アジアに目を向けますと、この幸福度ランキングで東アジアで1番が台湾で、台湾は全体で25位、日本は58位ということで、年々これ下がってきております。その台湾がアジアで1位なんですけれども、こちらに目を向けると、台湾は今年、同性婚が合法化されて、同性カップルが生まれております。パートナーシップ制度もこれまでに充実しております、2018年の11月までの累計では、台湾は同性パートナー登録者数が3,951組でした。それに対して、日本は319組。一つの理由として、台湾は、地方が既にそのパートナーシップ制度をしっかりと導入されていて、全体の約80パーセントが導入されておりました。それに対して日本は1,741ある自治体のうち24であることです。まだまだこれは、ほんのごく一部です。そういう意味では、地方の自治体こそが、これを取り入れるべきであると思われるのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）議員さんが言われたところはもっともな部分だと思います。ただ、海田町といたしましては、町長答弁でもありましたように、下地作りというか、まず意識啓発、まずは皆さんの周りの意識啓発から始めさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）先ほど、24自治体と申しましたけれども、私が調べたときにまだ24で、多分、今年導入というところもありまして、今年導入というのが、あと七つ自治体があって、プラス今検討しているというところがまだ三つあって、これ、もっともってこれから地方自治体が増えていくと思われるんですね。それで、最近、導入された茨城県では全域でパートナーシップ制度が設けられました。広島県は先ほどの町長答弁にもありました、まだなんですけれども、中国地方では岡山県の総社市と岡山市がやはり導入しております。

全国ですと、ほとんどが市とか区なんですけれども、群馬県の小泉町というところが今年パートナーシップ制度を導入されまして、こちら人口4万人という、海田と近いレベルの自治体だと思いますけれども、こちらの制度が、全部を、いろんなことを一気に認可するという訳ではなくて、まずはパートナーシップ宣誓をされて、それでまずは町営住宅に入居可というところから、小さな一歩から始められました。

この制度が、自治体の大小にかかわらず、多様な費用もかからず、誰の権利も制限しないで、カップル課題にとどまらないで、更にこれが、もし利用者がいないにしても、いろんな方が人権について、性の平等について考える、本当にいいきっかけだと思います。なので、この施策というのが、私は自治体にとって一石何鳥ものすばらしい施策であると思われますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）パートナーシップ制度につきまして、今回御提案いただいて勉強をさせていただきました。課長、それから町長答弁にもありましたように、海田町にとって、現在、まずは意識啓発をしていくというところが、非常に今は必要なことだと考えておりますので、パートナーシップ制度につきましては、調査研究をさせていただきながら、まずは今回の講演会について、しっかり多くの方々に聞いていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）まだ広島県でゼロですし、本当に小さい自治体ではまだ導入されているところは少ないので、是非、広島県では一番に手を挙げて、海田町は進んでいるなというところを見せていただけたらいいなと思います。

2点目の制服選択制ですけれども、教育長の答弁にもありました、個に対するきめ細

やかな対応についての資料というのは、これ、2年前の一般質問でも文科省から出されたこの資料が出ていますが、扱っていますかというふうにお尋ねしたんですけれども、その中で一つ、服装の項目、自認する性別の制服、衣服や体操着の着用を認めるというふうに、これ、既にこのときに書かれております。これに対して、学校現場ではどのように対応しておりますでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）議員のお示ししております資料につきましては、学校の方への周知ということは当然その時期を見まして行っております。その中で個別の対応が必要な児童又は生徒につきまして、例えば保護者から申出があったり、それから、状況を鑑みて教職員の方からアプローチをするというふうな状況が、これまでの状況の中で具体的なものとして上がっておりませんでしたので、対応として服装を認めるであるとかというふうな具体的な行動までには至っておりません。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）多分、性的マイノリティーの子どもたちにとっては、相談すること自体がとてもハードルが高いと思われます。文科省がこのきめ細かな対応についてを出される前に公表した調査では、小中高などを通じて任意で回答した性同一性障害の児童生徒606人のうち43.1パーセントが隠していると回答しております。その中でも、14.3パーセントが、ごく一部を除いて隠しているというふうに回答されております。合わせると6割、60パーセントが周囲に知られないよう学校生活を送っているという現状がありました。それを踏まえて、文科省がこういった通知を出されましたけれども、それでもなかなかやっぱり相談がしにくいという現状があります。

もちろん、相談があってから対応するというのも大切ですが、カミングアウト、そのできる環境作りを進めること大切なんですけれども、カミングアウトをわざわざ自分がLGBTsだと、性同一性障害だということをカミングアウトしなくても、安心できる環境作りというのは大変大切なことだと、私は思うんです。こういう告知をしなくても届出や許可もなく、選べられるという制服の制度というのはすごく大切だと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）服装であるとか制服につきましては、こちらに先ほどからお話の方に上がっております性同一性障害等だけではなくて、生活習慣や機能性であるとか、

そのようなところから、ズボンの方が良いという選択をするような児童生徒等もある中で、おそらく体操服なども最近は男女がほとんど変わりのないような、機能性を高めるような服装に変わってきた経緯というものがございまして、まず、制服というもののあり方そのものも状況や時期などによって検討、それから調査研究等も含めたものをしていかないといけないということは承知しております。その状況を見ながら、教育長答弁の中にもありましたように、調査研究という形で今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 通告書で紹介した千葉県の中学校は、先ほどおっしゃられたように、性的マイノリティへの配慮だけでなく、寒い時期には女子生徒もズボンを着用したいという意見も取り入れた結果、選択制に決定されたそうです。私も挨拶運動、海田中学校に時々立っているんですけど、そのときに真冬のすごい寒いときに、大人は完全防備で出てるんですけど、子どもたちは足を出して本当に寒そうだなというのが見ていて思っていて、で、福岡市の方では、市教育委員会が設けた有識者会議で、L G B T sに配慮する形で男女誰でも着られるデザインを協議されております。2019年には市内の中学生がそれを試着されて、ある女子生徒からはスカートは階段の上り下りでも気になるから自由に選べるのがいいという、率直な意見が出されたそうです。

なので、こういった協議会みたいなものを開いて、制服だけじゃなくて校則そのものを一度見返すという機会はないかと思われるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（森山） 学校教育、例えば中学校というのは、やはり社会の小さな縮図というふうな考えとして捉える場所ではないかなと思っております。先ほどからもありましたように、全国又は県、町という単位で、性同一性障害も含めた文化について理解を深め、周知、啓発をしていくというものの中で、学校の教育についてもそのような考え方であるとか習慣というものが入っていき、生徒に理解を深めていく場になっていくんであろうというふうに思っております。社会の状況や施策等の流れも踏まえながら、学校教育の中で何ができるかということを調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 私、ピアノの生徒さんで昔年長さんから習っている子が、いつもレッスン

に来るときはズボンで、スカートをはいたことがなくて、発表会とかは年に1回の発表の場で、みんな女の子はプリンセスのような格好がしたいとかいう子たちが多い中で、その子だけは頑なにズボンだけをずっとはいてきて、中学生になったころに、初めてその子の制服姿を、学校帰りにやってきて制服姿を見たときに、スカートに本当に珍しかったから、珍しいねと言ったら、本当にスカートはきたくないって、すごく暗い顔をしていて、中学校1年、2年というのは制服だけじゃないんですけれども、いろんな思いを抱えていて、学校に行きたくないんだという話もそのときにしていました。今では立派な大人になって普通に過ごしているんですけれども、別に性同一性とかそういったことではなくて、その子にとってはスカートをはくということが本当に心の重荷になっていたと思います。なので、みんなでそこを考えていって、1人でもそういう心の重荷をなくしてあげることはすごく大切だと思いますので、是非、これを大事に取り扱っていただけたらと思います。終わります。

○議長（桑原）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけ伺いたいします。

宅地造成規制について。宅地造成には申出に基づき、いろいろと規制があると思いますが、海田町はどのような対応をしているか問うものでございます。また、昨年の西日本豪雨災害により、復興に向け、緩和措置や特例措置等で進捗促進につながるように対応されている案件があるかも併せて問うものであります。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）崎本議員の質問に答弁いたします。宅地造成規制についての質問でございますが、1点目の申出に基づく規制に対する町の対応については、宅地造成に関する工事の許可申請書が提出された際に、内容を精査し、必要に応じて災害の防止に関して広島県に意見の申出を行っております。2点目の西日本豪雨災害からの復興に向けた宅地造成に関する工事に係る緩和措置や特例措置については被災者に対する財政支援策として、平成30年7月の豪雨災害によるり災後から平成31年3月31日の期間、許可権者である広島県において宅地造成工事の許可申請及び変更許可申請に係る手数料の減免を実施されました。なお、広島県西部建設事務所管内での免除申請はなかったと伺っております。

なお、広島県西部建設事務所管内での減免申請はなかったと伺っております、に訂正させていただきます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 宅地造成の答弁の中に、必要によって、災害防止に関する広島県に意見申出ができると。私が言おうかと思うちよるけえ、先に書いてあるんじゃないかの。そういう件を、申出ができるいうて。申出ができてないから、わしが一般質問に出したことで。例えば、宅地造成の許可を出す、建設、建売なんか許可を出す場合、十分災害復旧に対応できるような道路の形態とか、それを今回、3回目ですがね、業者に対してこういう処置をしてもらえないでしょうかという要望とかお願いとか、私はしなさい言うのにそれをしてないから、私が一般質問に出しておるんよ。だから、そういうところを十分、将来町民が安心して暮らせるように、あなた方が先に対応せにゃいけんのよ。それができてないから、わしゃ、一般質問出しちよる。その点、どう思われますか。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（龍岩） これまでにも答弁しましたように、申請した業者に対しては、議員もおっしゃるように、お願いという世界の中で協力の要請をしておるとというのが実態でございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） それが要請できていないから、そういうふうには是非せにゃいけないでしょう。私はそういうことを言うんですよ。そんじゃ、わし、聞きますが、あなた方は知らんのじゃが、二項道路という道路、それを利用して建売建てられた、私が町会議員になってからじゃけん、平成5年かの、6年かの、6年に当時ベテランの町会議員さんらが、そのときに予算審査のときに、調査で現地に行ってみたことがありますよ。以後、何十年経ちよるんじゃないかね、最近になってこの道路を町道にしてもらえんかと、相談があったんじゃないかの。今でもそういうふうな、そのままになっちよる訳よ。だから、私は、ちょっと聞いてみるんじゃないかの。蟹原じゃないわ、あれは、サツキコーポの前に、三迫川沿いにの、道路がある訳よ。あれは、今朝ちょっと聞いたら、町道じゃ言われるが、あれはいつ町道になったか、ちょっと。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） 町道の認定日まではちょっと明確に覚えてないので申し訳ございません。昭和51年ぐらいに町内の全域の町道の番号を振り直しを行って、町道指定を行っているものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本）それ、町道指定されたんでしょう。町道指定、町道にするにはいろいろな条件がある訳よの。これの、現地に行ってみたら、一つも満たされてない訳よの。あなた方がなる前に、児玉課長がの、当時の建設課長が、町道指定でいうて、二十何か所出されたんよ。私は、私と前田先生がおってんじやが、前田さんはこういうことに詳しいから、それで駄目じやいうて、皆やめた訳よの。そういう経緯がある訳よの。

それで、あんたが言われるのは、前じやから、わし知らんのじやがの。それで、あんた、そう言われるんじやったらね、第一、あなた方は書類というもんをきちっと、現状の書類というもんをきちっとされていない。三迫川に畑があったりの。最近で言うたら、三迫川の一番上流に堰堤があるんじやが、その堰堤さえ、忘れてからないいうて、明治じやどうのこうのいうて、全協か何か、2回か3回かやったんじやがの。結局は銘板まではちゃんとあるんじやから。だから、ここに現状にも、書類というもんはきちっと保管しなさいと書いてある訳よの。それが保管ができてないから、こういうあれになるでしょうが、はっきり言うて。

海田町は2,600万ですぐ工事すぐ発注しようと思ったら、県の維持管理じゃけんいうて、県が工事したのは600万で、やっぱりそんだけの誤差があるじゃない。だから、きちっとしなさいということ言うんじやが、何回言うてもきちっとできないのはなぜかということよ。建設部長。建設部次長かの。きちっと要望しちよるいうんじやが。2メートル弱のところの橋に、三迫川が架かっちよる橋の奥へ、十何軒、約20軒ぐらいの家を建てるというのはの、そもそも間違いじゃないんかの。救急車も消防車も入らんとこへ、集合住宅、まとまって建てるいうのはね。そこらはちょっと業者に対して申出が、こういうふうにならないでしょうか、相談されたことはありますか。さっきの答弁じやったら相談しておる言われたんじやが、わしは業者に聞いたら、一つも海田町からはそういう要望はなかったと聞いておりますが、どちらがほんまか、正しい答弁をお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今、お話の中で出ました三迫川の橋の件につきましては、おっしゃられるように、その橋を渡った奥の町道の沿道に新たに住宅が建設をされております。その中で、セットバック部分についての御寄附は、それぞれの事業者に対してお願いをし、御協力をいただけたところもございます。ただ、前回にも同様の御質問を受けたと思うんですけれども、橋については、その業者の開発区域から外れたところになりますので、

その橋の架替えとなりますと、非常に多額の費用が掛かるという部分がございますので、その業者に対して、直接、橋の架替えを検討してほしいというお願いは実施しておりません。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） お願いは実施してないと言われますがね、これがこういうふうにやったら将来こうなるからこういうふうにしてもらえんでしょうかと、こういうふうにしてもらうたら許可が出しやすいんですがと、なぜ言われんのですか。建築基準法やったらね、開発工事でも何平米当たり何々しなさい、どこへ、メーターの道路付けなさいとか、あるんでしょう、規制があるんですよ。あるんじゃが、今ごろの業者はあなた方とは頭がちよっと違うから、頭は一つでも申請する分が三つに分かれたら開発工事にかからんのよ。それで、何年か4メーター道路で通して、何年か経ったら、町道に認定してください、そのときが町道に、4メーター道路で隅切りがあって、ね、なる訳よ。申請があった場合は、すぐはならんよ。目ん玉がいっぱいあるから。忘れたころには出たらできるんよ。だから、私が、はっきり言うがの、建つところはセットバックさせて、そりゃ、4メーター道路があるんよ。じゃが行き通りは向こうもできんよの、向こうも1.8メーターぐらいよ。こっちもの。そういうところに建てて、いざ災害じゃ、火事じゃ、何じゃかんじゃいうても、救急車も入らん、消防車も入らん。挙句の果て、うちの前のところじゃがの、橋が狭いのに、十何軒建てたよの。これも開発工事、2回に分けて建てちゃったんよ。ほうしたら、橋が狭いから、橋を隅切りだけでも広くせえいうて、海田町がお金出して、海田町がやったんで。そういうことがないように、業者にもちよっと負担かけて、海田町が軽減するようにの、住民が安心して暮らせるんよ。住民から要望が出たから、海田町、しょうがなしに橋を直したんよ。許可を出す前に、それぐらいなことを要望したらどうかと、これは2回目じゃけんの。なぜそういうことができないの。

第一、ここにね、そういう書類の保管はきちっと保管して、しなさいと書いてある訳よの。そして、あなたが言われるように、町民から要望したら、それには市町村は対応せないけんとして書いてある訳よ、これ。そこらをあなた方は検討して、先の時代をね、今もう、令和なるんよの。昭和の分を引きずって、じゃなしに、時代に合うたような行政をしなければいけないということをわしゃ言いたいんよ。そこらをきちんと自分らが後世に残しても大丈夫なような書類の保管とか、きちっとそういう対応をせにゃいけんのよ。そういうことができているかできていないかで、行政は、違うんよ、の。

そういうことをきちんと考えて、やる気があるかないか、私がやかましく言うのはね、町民のために、だったら、あんたらは汗たらしで、ええ考えを出しての、安心なまちづくりをせにゃいけん訳よ。わしも、今朝、やかましゅうあんたらに言うたんじゃがの。通学路なんかでも、何か事故が起きたらあんたらの責任になるからきちっとせにゃいけんですよいうて、今朝言うたばかりじゃがの。それをきちっと、あなた方が守ってやってもらわにゃ困る訳よ。それができるかできんか、もう1回、最後。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、宅造開発等々のお話、いろいろ御指摘をいただきました。今までできていないところもいろいろございますが、まずは法律等に基づいて、各種基準に基づいて、全部対応できることはできませんが、その中でも住民の安全安心に関わること、そういったことについては今からも適切にお願いできる場所はお願ひして、しっかりその辺はやっていきたいと思ひます。それと、あと、書類のことも言われましたが、そういったことも不備のないように、今からしっかりその辺は管理をしてまとめていきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）私は、なぜここを強く言うかいうたらね、あなたたち、見てすぐ分かる訳よ。できた品物を見たら、これは行政がやった開発工事で逃れまいとやるんじゃなし、きちっとした規定の中でやった工事とそうじゃない工事は、見たら違うから、私がそれを。今、三迫二丁目にできちよる、小西さんのところに二十何ぼ建つ訳よの。あそこの工事の、家が建って、工事した、今から家が建つの。それを外見を見たと、下の勝矢さんがやった開発工事やったが、寺迫公園のこっち。あれは3業者か4業者でやったんじゃが、それを見て、どんだけの違和感があるか、見たら分かるでしょう。きちっと整備されている、造成。うち方の上もそう、農協がやったんよの。あれでも、入って見たらすぐ分かるでしょう、消防車も救急車も入るし。やっぱり、そういう、後世のことを思つて、きちっとした開発工事でも宅地造成でもやってもらいたいんよ。それにはあなた方の力が必要なんよの。私らの力じゃどうもならんよ。そこらを頭に置いて、行政というものをやってもらいたいんじゃが、町長、どうかね。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどから、るる、いろんな形の事例をお示しいただきながら、住民の皆様の安心・安全に向けた施策を精度よく実行するというようなことの御指摘があったと

と思いますが、行政といたしましても必ずそういった形の、住民にしっかりと理解できるような、誤差のないような制度を実行できるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 以上で終わります。

○議長（桑原） 4番、大高下議員。

○4番（大高下） 4番議員、大高下です。本日は1点について質問いたします。

引きこもりの社会復帰支援について。現役世代の不就労者引きこもりの増加は地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担となっています。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められています。厚生労働省では引きこもりを様々な要因の結果として、社会的参加、義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交流を回避し、原則的には6か月以上にわたって、おおむね家庭に留まり続けている状態、他者と交わらない形での外出をしてもよいと定義しています。

また、近年では引きこもりの高齢化が進んでいます。最近では、いったん社会に出てから挫折したことで引きこもりの状態になる人が増え、高齢化に拍車を掛けています。

問題は、引きこもりの子を抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子どもが社会復帰できない又は不就労の状況が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが予想されます。

そこでお尋ねいたします。1. 海田町では実態を調査されましたか。2. 町の現状はどうなっているのか。3. 具体的にどのような支援策をしているのか。

以上です。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 大高下議員の質問に答弁いたします。引きこもりの社会復帰支援についての御質問でございますが、1点目については、町として引きこもりの実態調査はこれまでに実施しておりませんが、町職員が相談対応や家庭訪問の中で、引きこもり世帯の状況把握に努めております。引きこもり世帯は、その悩みを家族だけで抱え込んでいるという現状があり、対象者の把握が難しい状況にあります。

2点目については、相談窓口である保健センターへ、引きこもり世帯から、過去10年間で50件の相談がありましたが、大半が家族からの相談であり、家族が引きこもり当事者へ直接の支援を求めることをちゅうちょされていることが多いため、継続した支援が

難しい現状でございます。

また、生活保護受給者で引きこもり状態にある方には、ケースワーカーによる継続的な支援を実施しており、地域包括支援センターが高齢者を訪問する中で、相談を受けた場合には保健センターへ情報を引き継ぎ、関係機関と連携しながら社会復帰に向けた支援に取り組んでおります。更に、引きこもり相談について広報で周知を図っております。

3点目については、現役世代の引きこもり状態にある方は経済的な問題を抱えている場合が多いため、生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行う生活困窮者自立支援制度の利用を進めてまいります。引きこもり状態にある方が社会参加に向けた一歩が踏み出せるように、相談機関の周知を進めるとともに、保健師等が地域からの情報把握に努め、県の専門相談機関、民間の自立訓練事業所や医療機関と連携しながら支援できる体制整備を図ってまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それでは再質問をさせていただきます。まず初めに、実態調査の方はしてないと言われたんですが、全国でも自治体としては、まだまだ本格的な実態調査は少ない中であって、先日、内閣府の方で40から59までの引きこもりが今61万人という大変な大きな問題になっておるんですが、そういうんでも、まだまだ海田町としては実態調査をしていないということは、これ以上に見逃していることが多いんじゃないかと思うので、是非とも、この実態調査を1回していただきたいと思います。それはどうですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現役世代の引きこもりの方についての内閣府の調査があったということは情報を持っております。その中で、町の引きこもりでいらっしゃるだろうという推計人数等も数を見ておりますと、やはり今町が把握しているのに比べると随分少ない数しか把握してない現状があると思います。ただ、実態把握につきましては、本当にナイーブな問題もあって、地域に秘密にしておられたり、高齢者訪問の中で何回も何回も訪問に行ってやっと言われるというふうな実態もあるので、全町的な調査というよりも、保健師等が訪問する中で、地域の実情を把握しながら実態を把握して相談につなげていくということで、今、実態調査をするということは考えておりません。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）現役世代の引きこもりの方なんですけど、やっぱり子どもの頃からそう

いう傾向があるんじゃないかと思いますが、そこらの把握はされておりますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）小学校、中学校での引きこもりという部分での調査ということでございますが、キーワードが違いまして、例えば居所不明であるとか、虐待に関わる、姿が見えない子という状況の中で、文部科学省等が実態調査をするということが、昨年度も、調査が入りました。要するに、社会とのつながりというところであれば学校という所属がありますので、一定のつながりがある中で顔が見られない、一定期間顔が見られない子ということにつきましては、海田町におきまして昨年度は一人も存在しませんでした。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）引きこもりって、本当にナイーブな問題ということもあるんですが、やっぱり傾向としましては、子どものころの不登校とか引きこもりの傾向があるのがどうしてもなりやすいというので、これは継続的な取組が要すると思うんですよね。そういう意味で、教育委員会としてもこの中学校、小学校、次の高等学校にこういうことがあったというつなぎというか、そういう継続性はあるんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）中学校から高校への進学状況につきましては、進路未決定という形で毎年調査を進めております。一定程度不登校児童生徒につきましては、進路未決定がある状況も年によってはございますが、昨年度は進路未決定者はゼロでございました。ただ、進学している学校を、最終的には高校に入ったりした中で通えなくなって、その後の状況が学校として、高校としてつかめていないという状況がございます。中学校からの情報伝達としましては、中学校からの情報共有としての部分で、まず情報提供とする部分もあります。それから、4月入学当初につきましては、各学校の進路担当者等が出向いたり来ていただいたりして、各子どもの個々の状況について情報共有を行う場を取っております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）先日、福祉厚生委員会で引きこもりについての先進地ということで、大阪の豊中と名古屋に行ったんですが、そこは大きな都市にもかかわらず本当にきめ細かい支援策を打ち出しております。先ほど言われた海田町では保健センターが相談窓口になっておるんですが、そこら、先進地の場合は、保健センターだけじゃなしに教育委員

会、こども課とか、総合的な協議機関を設置して、これはとにかく継続で、今日明日一日で解決する問題ではないので、ずっと長い目で取り組んでいるという状況を拝見いたしました。

それで、一番感じたのは、本気度と言うか、必ず引きこもりのことについて真剣に取り組むということをすごく感じました。そういう意味で海田町としても保健センターが窓口というだけじゃなしに、総合的なそういう部分を設置したらどうかと思うんですが、その点はどうですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）引きこもりの問題については大変重要なことだと考えております。

現在、保健センターが総合の窓口になっておりまして、保健センターの方に情報は集まるということになっております。あと、子どもに関しては要対協のネットワークの中で不登校等の情報も把握しております。今、議員が御提案いただいた海田町の中で総合的な委員会とかいう部分については、これは、今御提案いただいたことでありますので、今後、検討していくということで考えていきたいというふうに思っています。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）そのときに、こども課長も一緒に同行したんですが、こども課長、あれを見られて、どういう見解ですか。よろしくお願いします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）先日の福祉厚生委員会につきまして、私の方も同行させていただきました。特に、名古屋市で行われております0歳から自立するまでの間の引きこもりの、特に若い世代への支援がすごく充実していた点は非常に参考となっておりますので、部長も申しましたが、こども課の関連も含めまして検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）最後ですけど、現役世代の不就労引きこもりは本当に大きな問題ということで、今、特に親世代の高齢化に伴い、問題は更に大きくなっております。こういう問題がある以上、解決に向けた、先ほど言われたプログラムをしっかり作って、仕組みを作って取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は10時25分。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。4点ほどお伺いいたします。

まず災害対策補助制度、危険宅地の移転等についてでございます。がけ地近接等危険住宅移転補助制度は、土砂災害特別警戒区域に建設された住宅の移転のための補助制度です。移転の除却費用が1戸当たり95万7,000円を限度に補助します。また、危険住宅に代わる住宅の建設又は改修、購入に要する建物の土地取得のため、年率8.5パーセントまで利息が補助されます。また、住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業は、土砂災害特別警戒区域に指定する以前からある住宅や建築物の改修や外壁設置のための上限330万円までの工事費のうち23パーセントを補助するものです。広島県は土砂災害警戒区域が全国最多で、面積は県全体の7.9パーセントを占めるといわれておりますが、これらの制度の利用の実績はほとんどありません。

1. 制度の利用が増えない理由をどのように分析されているのかをお尋ねいたします。土砂災害特別警戒区域内に住んでいる方はこの制度を知らない又は地域のがけ崩れの危険性は知っているが、補助制度の金額が少ない、しかも愛着のある土地を今更手放せないと話されております。

2. 昨年の7月豪雨災害の教訓を生かすためにも、町として対象となるべき自治体などへ出向き、資料の配布をするとともに、丁寧に説明をする必要があるのではないかとお尋ねいたします。

3. 同制度を使いやすくするために補助率と補助額を引き上げるとともに、制度利用の促進を求めますが、御見解をお尋ねいたします。

2番目に、がけ地復旧助成制度について。町内の住宅敷地崩壊に対する復旧事業に多額の費用が掛かるため、危険でも手が付けられないと補助制度の創設を求める声があります。江田島市では、住宅の敷地及び住宅の敷地に隣接するがけ地の復旧が自力では困難な場合、市独自の補助制度を拡充しております。対象者は災害証明の発行を受けた者、対象経費は工事費の2分の1まで、限度額60万円です。敷地1軒当たり1回という制限がありますが、2次被害の防止や生活再建を支援する上で有効だと考えます。町として

もこのような事例を参考にして制度を創設できないかお尋ねをいたします。

3 番目に幼児教育・保育無償化について。2019年5月10日に参議院本会議で幼児教育無償化をする子ども・子育て支援法改正案が可決、成立をいたしました。幼児教育・保育の無償化の財源は消費税です。これまで、保育料は所得の少ない世帯の負担を軽くする応能負担でしたが、今回の法改正により、所得を問わずに利用給付され、財源の税収は逆進性の高い消費税のため、高所得者であるほど恩恵が大きくなります。本来、貧困を予防し、救済し、生活を安定させる社会サービスと給付する社会保障が、格差を広げる仕組みとなることは許されません。今でも子育て世帯は出費がかさみ、そこへ消費税がのしかかれば、暮らしが圧迫されるのは必至です。

1. 無償化の財源を消費税に頼らないで、他の財源で実施することを国に求めるではないか、お尋ねをいたします。国の無償化は利用給付の仕組みを変えるものであり、対象年齢は3歳から5歳は原則全世帯ですが、0歳から2歳は住民税非課税世帯のみです。対象施設は認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業です。認可外保育施設などは利用給付に上限が定められており、完全無償化ではありません。延長保育も無償化の対象とならず、実態は無償化とは程遠い内容です。憲法25条の生存権や26条の教育を受ける権利を保障するには、無償化の対象を、利用する施設や年齢で区別すべきではありません。

2. 無償化は全ての子どもを対象にするように国に要望すべきではないかをお尋ねいたします。

3. また、児童福祉法24条1項により、保育の実施責任のある自治体は、どの年齢でも同じ条件で保育が受けられるよう保障する義務があると考えますが、御見解をお伺いいたします。

自治体の費用負担の仕組みも大きな問題があります。無償化分の負担は初年度のみ全額国が負担をしますが、2020年度からは、法人立と認可外の保育施設については国が2分の1、県と市町村が4分の1ずつ負担をします。しかし、公立保育所は、市町村が全額負担をするため、市町村の負担が大きく、公立園の廃止、民営化に更に拍車がかかることが懸念されます。公立保育所は、障がい児の受入れや課題を抱えている家庭の支援など、地域の子育て支援の中核的役割を担っており、保育水準を維持向上させる上でも重要な施設であります。財政問題を理由に、廃止、民営化をすべきではありません。海田町は妊娠期から切れ目のない子育て支援を行うネウボラにも取り組んでおります。困

難家庭などへ自治体が直接支援をする仕組みと地域に根差した公立保育所が一体となり、機能することで、虐待防止や少子化対策につながります。

4 番目に、公立保育所は、むしろ維持拡大すべきであると思いますが、見解をお尋ねいたします。現在、保育所は、待機児童の増加と慢性的な保育士不足に陥っております。この状態で無償化になると、2号認定児の需要の掘り起こしと、長時間保育の利用が増加することが見込まれます。これにより、待機児童対策として設置された0から2歳児を受け入れる地域型保育事業を卒所した子どもの入所先が不足する、いわゆる3歳の壁問題が更に深刻化することが懸念されます。今後、設置基準が満たされない保育施設を選ばざるを得ないケースが増えかねません。保育士の配置数と国の指導監督基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象とすることに懸念の声が絶えません。にもかかわらず、政府は基準を満たすまで5年間もの経過措置を設けるとしております。これは事実上、最低基準どころではなく、保育士の配置も設置の基準も何でもありの認可外保育施設に対して国のお墨付きを与えることになります。

保育の重大事故をなくすネットワークの藤井真希共同代表は、認可外施設での死亡事故の発生率は認可保育所の25倍にもなると指摘し、子どもの安全を脅かすと批判をしております。自治体の責任で安心して安全で豊かな保育教育を保障し、待機児童解消のためにも最低基準で設けられている認可保育所を増設することが求められますが、どのようにお考えでしょうか。

5 番目に、道路の破損箇所を町に知らせるアプリの導入を。福山市では今年の春から道路に穴ぼこが空いている、柵が壊れているといった、道路の不具合などを見つけた場合に、スマートフォンを利用して、速やかに通報できるアプリを使って、破損状況と場所をスマートフォンやカメラのGPS機能を使って担当部署に送信をして、素早い対応がとられております。通報数に対しても8割が対応完了とのことであります。災害時にも役立つ情報などが寄せられるので、海田町でも導入をする考えはないかお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問に答弁いたします。災害対策補助制度についての質問でございますが、1点目については、地域の愛着や自己資金の確保が原因の一つであると考えます。2点目については、制度について、現在、自治会長連絡会議での告知や地域へのパンフレットの回覧、町広報、ホームページ等で御案内しており、周知に努めている

ところです。今後につきましても、議員御指摘の点も踏まえ、より効果的に制度の周知が図られるよう努めてまいります。3点目については、いずれの制度も私財に対する公費の支出となりますので、制度の周知やまた自治体の動向等を踏まえて、適切に対応してまいります。

続きまして、がけ地復旧助成制度についての質問でございますが、助成制度は2次被害の防止や生活再建の支援の資するものですが、一方で、私財に対する公費の支出という側面もございますので、まずは江田島市も含めた自治体の事例について調査研究をしてまいります。

続きまして、幼児教育・保育の無償化についての質問でございますが、1点目については幼児教育・保育の無償化の実施に要する経費の財源に当たっては、消費税率引上げに伴い、国と地方へ配分される増収分が活用されることが国において決定しており、他の財源で実施することを国に求めることは考えておりません。

2点目は無償化を、全ての子どもを対象とすることは、子育て世代の負担軽減のため、重要であると考えますが、そのためには新たな財源確保、環境整備、人材確保等が課題となることから、国に要望することは考えておりません。

3点目については、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、乳児、幼児及びその他の児童が保育を必要とする場合、保護者からの申請により保育の実施を行っております。

4点目については、障がい児の受入れや課題を抱える家庭の支援などは、公立だけではなくて私立の保育所や幼稚園においても行われているところでございます。また、妊娠期から子育て期にわたる支援を、保育所、幼稚園を含め、一体的に行っており、虐待の予防等に努めております。そのため、公立のみを維持拡充するというのではなく、町内の教育、保育事業者と連携し、子育て家庭の状況に応じた対応を行いたいと考えております。

5点目の今後の施設整備につきましては、現在策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画において、子どもの人口推計、女性の就労ニーズ及び教育、保育の入園などのニーズの詳細分析を行っております。加えて、町内外の幼稚園、認定こども園、保育所の動向を把握した上で、海田町子ども・子育て会議に諮りながら、整備や拡充など、受入れ体制の方策について検討をしてまいります。

続きまして、道路などの損傷場所を町に知らせるアプリの導入についての質問ござ

いますが、この通報アプリのような住民の皆様から情報を得る仕組みは、日常の維持管理のほか、災害時等にも利用できるものと考えますので、今年度から導入した防災情報共有システムとの連携や導入経費等を踏まえ、本町に適した通報の仕組みについて検討をしてまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは、再質問をさせていただきます。1番目のがけ地急傾斜地の移転のことについてなんですけど、先日も高齢者の避難指示が土砂災害の危険性がありますよということで、あそこの上市とか国信、三迫の方、世帯数と人数でいったら、かなりの世帯数と、県のホームページに出ておったんですけど、生命、財産を守るということで、生命は何とか守れるんだけど、財産を守るということになると、なかなか、雨が降って、土砂災害の危険があるということで、やはりびくびくしながら、ちょっと雨が降ったらびくびくしながら避難所に行くとかいうふうなことになると思うんですけど、今年も3回ぐらいそういうふうな避難所を開けているということが出たんですけど、やっぱりそういうふうな、安心をして住んでもらうと、その地域に住んでもらうということになったら、やはり避難も大切なんだけど、そういうふうな、ハードの面いうんか、そういう整備をしていかにや、いつまで経っても、ちょっと雨が降ったらもうこういうふうな状況になるということは、あまりよろしくはないと思うんですけど、こういう制度があるんだけど、今まで、この制度そのものについて、町に対して申請というんか、相談というふうのがあったんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）相談自体は、数件ではございますが、問合せはございましたが、実際に申請に至ったケースはありません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）ここに、答弁にも書いてあるんですけど、申請ということになると、ちょっとハードルが高いと思うんですけども、せつかくこういうふうな、これ、県の制度なんですけれども、制度があるので、それに町が幾らかの負担をして、もう少し使いやすいような制度にするとか、実際にこういうふうな避難をしてくださいという地域というんかは、もう大体、今年は土砂災害があったらもう大体決まってくるんですけども、そういうふうなところに出向いて、もっともっとうるような制度がありますと、危険なところは、危険なところというのは分かる訳ですから、そこが私有地ということでは

なかなか難しいいうのもあるんだけど、やっぱりそういうふうなところから、こう直していかないと、いつまで経っても安心いうんか、安全いうんか、財産を守るということは、自治体としてできないような気がするんですけども、積極的にこういうような制度も活用しながら直していくいうふうなお考えはあるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町といたしましても、せっかく作っております制度でございますので、積極的な活用というのは是非お願いしたいところでございます。今現在、町長答弁にもございましたように、周知をさせていただいておるところでございますけれども、今後につきましても、自治会長連絡会議等で、もっともっと積極的に御活用いただくようお願いであるとか、自治会単位で説明をしてほしいという御要望があれば、それらについては出向いて御説明させていただくとか、そのような対応をしてみたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）要望があったら出向いてということなんですけども、そういう地域というのは、限られているいうんか、今までのどこそこの地域は避難してくださいというのが出る訳なんですよね。そういうふうなところに、要望があったら出向くじゃなくて、積極的に出向いて、こちらから、町の方から出向いて、そういうふうな、いろいろな会議とか何か、住民さんの会議とかあるときに、積極的に出向いて、やっぱり直接こういうふうな制度がありますというふうな広報いうんか、そういうふうなことも必要じゃないかと思うんですけども、そういうふうなことをされる考えはあるか、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）おっしゃられるように、土石流であれば該当する地域というのは絞られてまいりますので、そうはいいまして、地元の自治会長さんと御相談をさせていただいて、どのような形で広く周知するかということも大変重要かと思います。したがって、今おっしゃられたように、該当する地区については自治会長さんと直接お話をさせていただいて、どのような方法が適しているかという御相談をさせていただこうと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）せっかく制度がある訳ですから、海田に限らず、ほかのところでもなか

なか使われとらんみたいなんですけども、やっぱりこういうふうな制度があるから、で、今のような財産を守るという立場に立ったら、やっぱりこういうふうなものを広めていって、ああいう危険箇所を、私有地でも、改善をしていくいうんか、安全なように改善をしていく必要があると思うので、是非ともお願いいたします。

それと、江田島の例を出したんですけども、家屋もそうだし、崖や何かに対しても結構そういうふうなところが多いと思うんですね。今のところでも。やっぱりそういうふうなところで、個人でやろうと思うたら、なかなか、かなりの費用が掛かるけども、やっぱりそういうふうな制度を作って、徐々に直していくというふうな県とのタイアップみたいなのが要るんでしょうけども、徐々に直していく、危険箇所をなるべくそういうふうなハードの面からも少なくしていくいうふうなのは必要じゃないかと思うんですけどもね。他の自治体について調査研究をするということで、一般的に調査研究いうたら、あまりしないというふうなニュアンスなんですけれども、やはり、そういう制度を作っていこうという気構えいうんか、そういうふうなのは町としてあるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもございましたように、その私財に対する公費の支出という部分になりますので、やはりそこは、そのほか被災されていない住民の方々にとっても御理解いただけるような制度というのが大変重要になってこようかと思います。今の時点ではまずは調査研究をしていきたいと考えておるものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この制度は、被災をしてり災証明を取ったというのがある程度、制限いうんか枠が掛かるんですけども、そういうふうな方のための制度いうんか、を江田島なんかは作っておるんですけど、被災されていない全般のというふうなんじゃなくて、やっぱりそういう被災をされて、でも、やっぱりそこに住み続けなければならないんですけども、やはり住み続けるには、例えば裏山の方がちょっと心配だというふうな世帯に対してということなんですけど、その辺のところはどうなんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）繰返しになるんですけれども、やはりその崩れたところが民地である以上、一義的には土地の所有者さんが本来対策をすべき案件かと存じます。しかしながら、今おっしゃられたような安心・安全の確保という観点で、どこまで町の方ができるかというところを、今後調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）調査研究をして、なるべくそういうような制度を作るようお願いをいたします。

それと、幼児教育の無償化についてなんですけれども、無償化のこの財源いうんかを、今は消費税に頼るということなんだけれども、私たちは消費税に頼るべきではないと思うんですけれども、これも、どういうんですかね、消費税に頼らなくても、いずれはどんどん無償化になると、そういうふうなものなんですけれども、今の財源にしても、消費税、今度10パーセントになる予定なんだけれども、10パーセントになったら今のこの無償化いうんか、まあ、無償化になることはいいことなんだけれども、普通の生活にも全部10パーセントのお金が掛かってくる訳なんですよね。そうなってきたら、無償化、無償化いうて手放しで喜べないところがあるんですよ。それだから、そういうふうな消費税に頼るべきではないと思うんですけれども、財源といたらどこから財源持ってくるんかといったら、財源は幾らでもありますからね、使い道だけなんですよね。だから、そういうふうなことを尋ねたんですけど。

例えば、今のこの無償化になるといっても、全部の子どもたちが無償化になる訳じゃないでしょう。0歳から5歳までが無償化になる訳じゃないでしょう。だから、そういうふうなところで、そこにある部分だけを消費税を使うというふうなのはおかしいんじゃないかということなんですよね。この無償化に対して、海田町でも無償化にならない子どもたちいうんかが、おる訳でしょう、何人か、実際に。どれぐらいの人数が無償化にならないんでしょうかね。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）この度の幼児教育・保育の無償化の対象といたしましては、0歳から2歳の非課税世帯のお子様に加えまして、3歳から5歳の全てのお子様になりますので、この対象とならないのは、0から2歳の約95パーセントの入所のお子様が、無償化にはなりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）無償化に、その0歳から2歳までのうちの95パーセントは無償化にならないということなんですけれども、人数でいうたらどういうふうな人数になるんですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）現在のところの試算の人数でございますが、0歳から2歳の子ども

の約15人の子どもさんが無償化の対象、約300人の方が無償化外の対象となります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）300人といったら、かなりの人数なんですけれども、この、町として、制度だから仕方がないというたら仕方がないだろうけども、この300人ぐらいの子どもたちに対して無償化にならないということについて、同じ保育というんか、そういうふうなことを受ける中で、どのように無償化にならない世帯いうんか、子どもたち、世帯ですよ、どういうふうにご考えておられるんでしょうかね。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）この度の無償化については、国において子育て世代の負担軽減というところで、まずは3歳から5歳、それから0から2歳について非課税ということで、制度が進められているところです。0から2歳の課税世帯の子どもさんにつきましても、その所得に応じて保育料、利用料の方も決定しておりますので、そのあたりでの対策は行っているところでございます。加えまして、0から2歳の課税世帯の子どもさんについても、多子軽減等もございまして、保育の中でその部分についても、しっかりと子育て家庭のフォローをしているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それと、今から女性の方もどんどん仕事をして保育所に預けるというふうになって、今のこの0から2歳の子どもたちが、2歳になって、今度、3歳になったら無料化ということで、そういうふうになるときに、施設の問題いうか、どうしても、そうなるんですよね。施設の定員いうんか、定数いうんか、そういうふうな問題とか、無償化になるから、それは、今まで有償の部分が、有料の部分が無償化になるということになったら、かなりの部分増える訳なんですけども、その部分はどういうふうに対応いうんか、されるんでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）この度の無償化によって、入所のニーズというのが多くなることは町としても認識をしております。現在、第2期の計画の中で、今年の初めにニーズ調査をし、ニーズ調査の結果を基に試算をしているところです。加えまして、現在の人口動向、それから、これからのマンション建設を加味しながら計画策定を行っておりますので、そのあたりも加味しながら、今後考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それと、いわゆる副食費、給食、それは無償にならない、施設が徴収をするということなんですけれども、町が負担をすると、町が助成をするというんですかね、広島県でも幾らかの市町は負担をするというふうになって、海田町は負担をしないという、負担をしないいうんか、考えていないいうんか、現在そういうふうになっておるらしいんですけど、その辺のところは、町が副食費について負担をするというふうな考えはないんでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）この度の無償化に伴いまして、副食費の取扱いが改正になる予定となっております。特に0から2歳についてはこれまでどおりと変わらないんですが、3から5歳については、幼稚園と保育所の取扱いが異なるため、幼稚園と保育所の取扱いを一緒にするという事で、幼稚園も保育園も主食、副食の負担をお願いするところになります。ただ、副食費に当たりましては、今の状況では、年収約360万世帯のお子様、それから第3子については副食費の方は無料とする予定で、海田町の方も進んでおり、今回の議会にも提出させていただいている状況でございます。これ以上について、副食費を町としてどうしていくかというところにつきましては、現状のところ、財源の確保等の課題もございます。今回の無償化によって、年間でも約5,200万以上の負担が増えます。これに加えてというところでは、現在のところ、町としては考えていないところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）広島県でも23市町あるんですけれども、七つの市町がこの助成を検討しているというふうなことが、県のもらった資料にそういうふう書いてあったんですけど、やはりこういうふうな、いかにも、無償化いうたら、そういうふうなのを含めて無料になるんじゃないかと。学校教育と同じなんでしょうけども、無償化といっても全ての掛かる費用が無償化になるというふうなものではないと思うんですけども、やはり、そういうふうな、どういうんですかね、無償化になる世帯、ならない世帯というような差をつける、差がつくというふうなのは、ちょっとどう見ても納得がいかないんですよ。だから、町としても、例えば、無償化になる訳でしょう、無償化になるいうんかね、国の。そうすると、今まで町が掛けてきた保育予算いうんか、それは幾らか、多分軽減になると思うんですよ。軽減いうんか、当然、今までそこに町がお金を掛けておった訳ですから、それが無償化になって軽減、軽減いうか、掛けなくてもいい部分が出てくる

と思うんですよ。出てくる訳でしょう。違いますか。そのところをお願いいたします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） この度の幼児教育無償化に伴って、町の方の負担の増については今年度については約2,600万円、今年度の試算で言えば、影響額としては5,200万円を見込んでおりますが、これから、入所の方が、無償化によって増えれば、この影響額も増えてくるものと見込んでおります。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） 今まで、今年度じゃなくて昨年度いうんか、の保育予算いうんか、そういうふうなのに比べたら少なくなる訳でしょう、無償化だから。町のお金が。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 先ほども申しましたように、この度の無償化によって町の予算が減る訳ではなくて、逆に増えるというものでございます。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） それはそうかも、そうなる。で、今の、どういうんですかね、今の制度いうんか、子ども・子育て支援法の制度だったら、町で保育をやるよりも、民間の方が、町で運営するよりも経費が安くなると、制度上そういうふうになっておるんですけれども、そういうふうなので、町でなかなか負担が多いから民間業者というふうなことになっておると思うんですけれども、町として、やっぱり保育をする責任がある訳なんですよ。法的にもそういうふうになっているんだけど、その辺のところを、町が保育をせずに民間に任せるいうんか、民間業者に任せるということについて、どのように考えられますか、基本的に。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 教育・保育の実施に当たりましては、特に保育の部分については町に実施の責任がございます。その中で、町といたしましては、公立、私立合わせて実施しているというものでございます。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） そのときに問題になるのは、よく言われるのは、町が私立に関して、町が監督するから、問題はないんだというふうなことがあると思うんですけれども、主体業者が民間な訳ですから、町の権限ですよ、町の権限というか、がどこまで民間保育事業に対してできるのか。で、実際にいろいろな問題が出てきますよね。そういうふう

なときにどこまで、民間は民間でも独立しとる訳ですから、町がそこに対して、権限いうんか、こうしなさい、ああしなさいということはそんなにできないと思うんですよね。また、やったらいけないという部分もあるんだけど、その辺のところはどういうふうな関係になってくるんですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 保育の実施に当たりましては、まず、認可保育所の認可については、県の方で行われ、なおかつその運営に当たる監査については県の方において行われます。町の方といたしましてはこの認可している保育所に対しまして、適正な運営ができているかを確認した上で、運営費を給付しているところでございますので、県と一緒にあって町の方も監査に同行しておりますし、運営に当たりましては民間事業者と連携し、何か問題があったときについては町に必ず連絡をいただいて、一緒に問題解決を行っているところで、特に運営について、私立だからといってということではなく、公立も私立も同様な保育を行っていただいているところでございます。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） 保育を行うのは当たり前なんですけど、県と同行してということは、町独自ではそういうふうな、権限というんか、そういうふうなものはあるんですか。

○議長（桑原） こども課長。

○11番（岡田） 町独自でも、必要に応じて私立の保育所の方に運営状況を確認しております。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） それでは、道路のアプリのことなんですけれども、調査研究をするということなんですけど、多分、海田町でも道路に穴の空いたところとか、いわゆる消えた横断歩道、消えたセンターラインというのが結構あるんですけれども、そういうふうなのとか災害のときに、あそこでこういうふうな災害が起こるといようなのをスマホで撮って、担当のところに送る。担当の人はそれを業者に送るというふうなシステムになると思うんですけれども、多分、福山のことは調べられたと思うんですけれども、そんなに経費も掛からないということで、是非とも早くそういうふうなことをやってもらいたいんです。実際に、例えば来年度からやりますかというふうな、そんなに経費が掛からないというふうなことを聞いたんですけれども、もちろん、こちらの登録みたいなのもせにゃいけんもんだけど、そういうふうなことを実施の方向で動いてもらえるんでし

ようかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）福山市さんにお問合せしたところ、1割程度の苦情、要望がそのアプリでの連絡にすり替わったというふうに伺っております。一番のメリットというのは、現地まで行く時間が省略されると。やはり行政区域が広い市ですので、そういうのが一番メリットが大きいということは教えていただきました。そのパトローズというアプリを作っている会社の方に、海田町が導入する場合にどの程度の経費が掛かるかというお問合せをさせていただいたところ、まず導入費用として40万円、税別です。月当たり4万円で年間48万円になります。したがって、海田町の年間の苦情、要望の件数が600から700件程度です。その1割というと、60から70ということになりますので、町長答弁にもございましたように、本町に適した通報のシステムというか、やり方というのを研究していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）苦情、要望といっても、そんなに大きな、ものすごい費用の掛かるような箇所を何とかしてくれというような、元がそういうふうなのじゃないですから、いわゆる趣味の人がスマホでこのようなところがこうなっておりますから、ちょっと直してくださいという要望いうんか、そういうふうなのですから、そんなに、これで全部が網羅できるいうふうなものじゃないんですから、その辺のところは知っておられるんでしょうから、なるべくだったら、早くこういうふうのをやって、職員の人も負担軽減いうんか、ずっとパトロールをしなくても済むし、目の届かないところというのはいっぱいある訳ですから、そういうふうな情報が入ってくる訳ですから、是非とも導入をお願いいたします。

それと、災害のときに、どこそこがこういうふうになっておるとかいうふうなもの、結構、通報があると思うんですけど、その対応にも随分役立つと思うので、是非とも導入の方をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（桑原）5番、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。今日は1点について質問させていただきます。

小中学校の運動会の熱中症対策として。地球温暖化のせいか、近年異常なほどの気温の上昇で全国至るところで熱中症で運ばれる人が後を絶ちません。そのような気候の中で行われる小中学校の運動会。特に今年は、今までになく、水の補給タイムやグラウン

ドへの散水を行いながら運動会を進行していました。年々、気温が上昇している中での今後の運動会についての熱中症対策としての提案をしたいと思います。

1点目、開会式を30分早く繰り上げる。2点目、プログラムを検討して、少し減らす。3点目、プログラム半ばでモグモグタイムを作る。4点目、昼食なしにするなどで、暑い時間帯をできるだけ避け、効率のよい時間短縮を図ることで、児童生徒の熱中症対策が図られるのではないのでしょうか。

提案に対しての見解を問います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問につきましては、教育委員会から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。小中学校の運動会についての質問でございますが、議員御指摘のとおり、近年の気温上昇により、小中学校の運動会に限らず、教育現場の、教育活動の様々な場面で、熱中症に対する対策が必要であると考えております。町内公立小中学校の運動会の実施については、各学校とも練習から運動会当日を通じて、十分な水分補給の機会を設けるけど、熱中症対策に万全を期しております。御提案いただきました内容を各学校に周知し、来年度の運動会運営に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）来年度に生かしていただくということですが、まず、開会式、30分早く繰り上げてと書いておりますけども、もしよければ1時間繰り上げすると、8時から開会式をして、それからでも十分かなと思っております。プログラムの検討というのは、少し減らすということは、運動会の目的意識をはっきりした上で、実のある種目づくりをすることで減らせるのではないかとということ。それと、プログラム半ばでモグモグタイムというのは、これは時間短縮の意味で、この間にPTAの協議などを入れて、その間に子どもたちが少し休憩を取るという形をすると時間の無駄がないのではないか。それから、昼食なしにするというのは、これをする事で、例えば、開会式が8時からでも親御さんが弁当づくりをしなくて済むから、子どもと一緒に会場に行ける。そうすることで、これも親が共々協議を最初から見る事ができる。それから、効率のよい時間短縮のこれは、種目の出入りの工夫など、例えば1年生が、かけっこでこう出て、退場し

て、次が入ってくるという時間を種目の出入り、例えば子どもたちのテントから直接にぱっと入ると、すると、その時間に並んで、それからこう入場してくるという時間短縮、いろんな、一つ一つを考えると、短縮に向けて工夫がもっとできるのではないかということで質問しましたが、その点はどうでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）議員に御提案いただきましたいろいろな工夫改善策につきましては、先ほど、教育長答弁でもありましたように、まずは学校長を含めて周知した上で検討をしていただくということでございます。ただ、町内の学校におきましては、学校規模がまず様々でございます。例えば、小さい小学校におきましては、あえて昼をまたぐために、間に休憩時間を入れたり、それから種目を競技だけではなく表現等工夫してみる、保護者の方に見ていただく機会を増やしたりということも工夫しております。短縮ということが、いったん熱中症予防としては効果的にも見えますが、子どもたちの練習等で取り組んできた取組の成果を発表する場でもございますので、子どもたちのやる気や達成感等の充実も含めた改善策が必要かというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）これは北海道の方ですけども、北海道札幌市の方では、半数以上が昼までの運動会を行っております。それから、中には、今度、9月7日の土曜日ですけど、安芸高田市は、中学校ですが、2時が開会式で、ちょっと一番暑いときですが、夜の9時までで、キャンプファイヤーという、地域のことで、親御さんが全員仕事で来られない、保護者のためにということで始まったということで、2時から開会で夜9時まで親御さんと一緒にお弁当を食べるなどの、そういう運動会もあります。それで、今、弁当なしというふうに言ったのは、今、4町、学校いろいろありますけども、親御さんとお弁当を食べるところが、今小学校少ないですね。子どもは子どもでお弁当を食べている、実際、そういう実態があります。そういうものを考えたときに、やはり弁当内でも詰めることに、先ほど教育課長がおっしゃいました、いろんな表現とかありますけども、1時間早くして、今、実際に12時から1時まで休憩を取られています。今回みたいに、水まき時間が15分ぐらいありました。そうすると、それらの時間を1時間早めることによって、今1時半から2時ぐらいに大体運動会が終わっているところあります。それを考えると、1時頃には終わる可能性があるんじゃないかと。そうすると、一番暑い時期は避けられるのではないかとということで、私はこのような提案をしたんですけども、もう一

度お答えできますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）特に、小学校につきまして、保護者の方とお弁当を取っている状況ということをお話をいただきましたけども、海田町内の4小学校につきましては、海田南小学校は、保護者と児童が別でお弁当を食べている状況でございます。あとの3小学校につきましては、お弁当を保護者とともに食べて、昼からの競技に臨むというところで、現在動いているところでございます。保護者とお弁当を食べることについても、学校によっても差異はありますけども、一つの運動会の楽しみというところの中にはあろうかと思いますので、熱中症予防等を考慮しての昼までの開催というところの一つの利点と、先ほども申しました、もう一つの家族との触れ合いであったり、子どもの競技に対する向き合いであったりというところを考慮しながら、提案いただきましたもののうち、反映できるものについて学校等で選択を加えながら検討していただくようお願いしたいというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）確かに弁当を食べる学校と食べない学校があります。やっぱり、弁当を食べない学校、一時、今弁当を食べている学校も食べないこともあったと記憶しております。というのが、今母子家庭、父子家庭が増える中で、それとか運動会当日に来れないという親御さんもいて、子どもがかわいそうだから別々に食べようかということをした時期もあったと、私の中では記憶があります。ですから、いろんな学校でのものの考え方、PTAの親御さんたちの考え方で、いろんな方向付けはなっていると思いますが、やはり、もう一度、この運動会の、要するに時期も、今6月になっています、5月、6月。私の記憶では、アジア大会前に6月にして、これならテントが要らないわ、というのでなったか、それとも、耐震とかで工事が夏休みに入りますので、その関係で運動会を早くするようになって、それで学校側は、この6月の方が、行事の分散化、それから合唱コンクールとか、秋はいろんな行事も詰まっています。それから、中学校の受験の追い込みとか、授業時間の確保、それから学校の、先ほど言いました改築など、いろんな面が重なって、5、6月が一番学校側の運営的なものとかでいいんじゃないかということになっていますが、広島市の方では5月、6月のところもあれば、9月、10月と、いろいろ分散しています。ですから、熱中症予防として、5、6月に今現在海田町ではなっていますが、そういう時期的なことも考える必要もあるのかなと思うんですけども、

いかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）開催時期ということにつきましては、これまでの経緯等も含めて、再度調べる必要があろうかと思いますが、例えば9月に行われた場合、よく行われるのは中学校で、夏休み明けの1週間後ということで第1土曜日、日曜日あたりを実際に開会することがございます。やはり、現状で考えますと、残暑が厳しい時期で、やはり同じような熱中症対策が必要になってこようかというふうに思います。学校の運動会、又は体育祭の当日の運営等もそうですが、やはり教育活動全般を通じて、熱中症対策については今後も取り組んでいかないといけないと考えておりますので、時期等も含めまして、御提案のところにつきましては学校の方へ周知をして検討の材料にさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）実際の、昔の運動会はどちらかというと、10月頃あったのは、4月からある程度取り組んできて、10月には体力が十分付くということで、体力が重視というんですか、体力だけではないんですけども、そのところはかなり重点になっているところもありました。そして、今は、要は音楽を流すだけでも、近隣が、うるさい迷惑だということで、ほとんど曲もかけられない状態の中で、しかも期間が短いということで、今の運動会、ちょっと見てましたら、確かにいろいろ取り組んでおりますけど、ゲーム的な要素がかなり入ってきているのかなと、小学校なんか見てましたら、そういうふうに思いますけども、目的としては多分運動会を通して、まずは新しいクラスづくりの、要するにみんなで協力し合って一つのクラスづくりをするという、目的は、それは適っていると思いますので、それはそれで運動会のあり方としていいと思うんですけども、そういう今運動会のあり方ですから、尚更に時間短縮的なものがもっとできるのではないかなというふうに、いろんな面から考えて、今私は御提案しているんですけども、どうでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）先ほど、御提案がありましたような、例えば目的につきまして、当初、5月、6月で開催することにつきましては、議員がおっしゃったように、集団づくりの要素であるとか、それから集団行動に対する規律を覚えていく中でやっていくであるとか、そういうようなものが目的の前提としてございます。やはり、9月、10月と

ということになりますと、先ほどもありましたように、体力づくりであったり、表現に時間を掛けることによって成果の高いものを保護者の方に見ていただくというような、また別の目的がございます。現状といたしましては、先ほども最初に言いましたように、目的の最初の部分、集団行動であるとか集団づくりということを念頭に置きながら、今の時期も踏まえて取組を進めておるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）先ほど、種目的にも、今集団演技なんかをおっしゃっていましたが、ある小学校では早くから取り掛かっている、その集団演技ですね。だから、そういうことが期間がないから集団演技をきれいに見せようと思ったら、早くから取り掛かっているところの学校もあると聞いております。ですから、やっぱり学校がいろんな工夫をしていると思います。それと、この、子ども、児童だけでなく、実際、応援する保護者の心配もあります。というのが、ある学校では熱中症対策かも知れませんが、パラソルが通ridoのないぐらいに埋まってしまって、通ridoがないぐらいにパラソルが全部、グラウンドの半分ちょっとですけども、そちらに埋まってしまっているという状態もあります。やはり、これも保護者が熱中症対策としてパラソルをそういうふうに広げて、自分たち対策を練っていると思うんですけども、それらも踏まえて、児童生徒もありますけども、保護者のPTAとのタイアップというんですか、そういうのも、もう少し運動会のあり方というのを、先ほどおっしゃった答で、来年度そういうふうに検討するということですけども、もう一度、具体的に、どのように学校と話し合っていくのか教えてください。

○議長（桑原）答えられますか。大江議員、繰返しになっているような気がするんですけども、質問の方をもう少し具体的に質問してください。質問、よろしいですか。大江議員。

○5番（大江）先ほどの回答の部分に、御提案いただきました内容を各学校に周知し、来年度、運動会運営に生かしてまいりたいと、このことに、どのように周知されるかというものの質問です。

○議長（桑原）ですから、大江議員が質問されたことに対して、今後、そういう方向で取り組んでまいりますという答弁を、学校教育課長は言っているはずなんですね。だから、そこにおいて、具体的にほかに考え方があるならそれを尋ねてくださいということなので、具体的に質問をしていただければと思いますが。大江議員。

○5番（大江）では、質問しますけども、各学校に周知というのは、これは、例えば学校長、それから教育長、どの方たちとの話し合いになりますか。それとも、学校を主体にしての話し合いになりますでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）まず、周知の場としましては、校長会の方に周知をしていくことになるかと思えます。その上で、各学校ごとに、体育祭また運動会の実行委員会、またそれに沿うような会がございますので、その中で御提案いただきました内容をどのような形で組み込んでいくかということが、各学校において協議されるものというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）運動会は学校行事ではありますが、PTAの協力なしでは成り立ちません。学校側とPTA側、それから教育委員会、いろいろ協力し合って、子どもたちが安心して取り組める運動会であってほしいと願って、質問を終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 11時33分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。1番、小田議員。

○1番（小田）1番、小田です。本日は2点にわたってお尋ねをいたします。

まず最初に、公立小中学校のトイレ洋式化についてでございます。2016年11月に文部科学省から全国小中学校の洋便器率がいまだ43パーセントであることが公表され、それ以降、全国各地で洋式化が進められております。科学的な感染対策の観点や災害時に全てのトイレを、高齢者や障がい者でも使いやすくする観点から、100パーセント洋式化を指針とする自治体が増えております。トイレ環境が改善されると、子どもたちのストレスは確実に軽減されます。100パーセント洋式化し、明るくきれいで何の違和感もなく入れるトイレを目指した学校では、改修後のアンケートで、我慢をしていた子どもたちの8割以上が、我慢することが減ったことがデータとして明らかであります。

そこで本町の取組についてお尋ねいたします。1点目、公立小中学校トイレの洋式化

率は各小中学校ごとにどのように整備されているのでしょうか。2点目、各小中学校のトイレ洋式化の目標設定はどのようになっていますでしょうか。3点目、トイレ改修の予算について、指定避難所であれば、学校施設整備のために緊急防災減災事業債を活用して、目標達成するお考えはないのでしょうか。

次に、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートについてでございます。平成29年の12月議会において、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートについて一般質問させていただきました。そこで、前向きな御答弁をいただき、予算も計上されました。広報かいた8月号の表紙に町花のPRキャラクターのヒマ太君も紹介され、広く周知がされたと考えております。そこで、お尋ねをいたします。いつ頃、オリジナルナンバープレートを作成されるお考えでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問の1点目については教育委員会から、2点目については私から答弁いたします。

まず、オリジナルナンバープレートの作成時期についての質問でございますが、昨年の豪雨災害により作成が遅れましたが、現在、来年7月交付を目標に準備を進めているところでございます。

それでは、1点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）小田議員の質問に答弁いたします。公立小中学校のトイレ洋式化についての質問でございますが、児童生徒が気持ち良くトイレを使用することができるように、教育委員会としても各学校に対し、日頃から使い方、掃除の仕方、健康教育、道德の観点から健康面や人間関係等に配慮して、トイレに行くことを我慢しなくてもよいという環境を作るよう、指導してまいっているところです。

御質問1点目の各小中学校のトイレの洋式化でございますが、平成31年3月末現在で海田小学校52.3パーセント、海田東小学校68パーセント、海田西小学校77.1パーセント、海田南小学校32.3パーセント、海田中学校36.1パーセント、海田西中学校30.7パーセントでございます。

2点目の各小中学校のトイレ洋式化の目標設定でございますが、具体的な目標設定は行っておりませんが、海田町内小中学校のトイレにつきましては、平成10年度以降、校

舎の改築、内部リフレッシュ工事などの老朽化対策や耐震化対策を行う際に、順次、洋式トイレを増設してきたところで、現時点において町内小中学校のトイレ332台のうち洋式トイレは158台で、洋式トイレが占める割合は約47.0パーセントとなっております。

今後、学校施設長寿命化に併せて修繕改修を進めていく中で、必要に応じて、順次トイレの洋式化を検討してまいります。

3点目の学校施設設備の整備のための緊急防災減災事業債を活用することですが、このことにつきましては活用に向けて調査研究してまいりたいと考えております。

失礼しました。訂正させてください。2点目のトイレ洋式化の目標設定というフレーズで、私、町内小中学校のトイレ332台のうち洋式トイレ158と申しましたが、156台に訂正させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）それでは、再質問をさせていただきます。まず初めに、オリジナルナンバープレート、7月交付を目標に準備を進めているということですので、ナンバープレートに付されることで周知も広まっていくと考えますので、この方向で進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、小中学校のトイレでございますが、今お示しいただいた洋式化率、低いと感じますが、教育長はこの数字を御覧になってどのように感じておられるでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）全国平均でありますとか考えますと、学校によって温度差があると思いますので、先ほど申し上げたように、改修工事等の際にやってきた次第ですが、今後、数字を、数字だけじゃなくて、使いやすいトイレということで、順次改修の際には検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）この答弁にございますように、掃除の仕方や健康教育、道徳の観点から健康面及び人間関係等に配慮してトイレに行くことを我慢しなくてもよい環境を作ろうとございますが、御存じかと思いますが、一番気になっているのが臭いです。昨日の答弁でもございましたように、教育長、毎月、小中学校へ足を運ばれていると言われておりましたが、臭いが気になったことは今までございませんか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）あります。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）この臭いですが、調べたところ、臭いの元は和便器にあると。幾らきれいにしても、和便器である以上は臭いが発生するのは仕方ないということが研究でも発表をされております。これを洋式化することで、きれいになったトイレはきれいなまま使おうという人間の心理が働きますので、子どもたちも、きれいに使い、また環境も整えられていくのではないかと考えております。

先ほど、御答弁ありましたように、学校施設長寿命化に併せ、修繕改修を進めていくとございましたが、これはいつ頃になりそうでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）まず、個別施設の計画につきまして、長寿命化計画自体が、来年度、令和2年度末までに計画を策定することというふうに文部科学省の方からも指導を受けておりますので、それを受けた後、各学校の改善の状況であるとか、優先順位等を鑑みまして、時期等を決定することになるかと思えます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）御存じかと思いますが、全国47都道府県中、広島県の平均43.3パーセントでございますが、これは40位と、下から数えた方が早い訳でございます。小学校のトイレは割と整備をされているなと思いましたが、この示された数字を見ますと、小学校でも一番高い西小学校で77.1パーセントと、十分とは言えない数ではないかなと思いますが、その他の中学校の数字が30パーセント台というのは非常に低い数字であって、先ほど数字ではないとおっしゃいましたが、個数に値するのは数ですので、数で判断するしかないというふうに考えておりますが、この数を見る限り、大変に低いと。その原因はどこにあるのかと、私なりに考えてみましたが、2点目の答弁、目標設定をしていないということで、目標がなければ達成率も上がる訳がないと考えますが、この目標設定を行うお考えはございませんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）目標設定のお話でございますが、まず、パーセントの上での数字目標であったり、時期であったり、いろいろな目標設定の仕方がございますが、文部科学省の方も目標設定というのは具体的にはされておられません。学校施設整備指針等におきまして、洋式便器を採用するなど、生活様式や児童又は生徒のニーズ等を踏まえた便

所の改修という形で文言がされております。時期的なものも先ほど申しましたように、長寿命化と併せて、トイレ改修の方も計画的に行っていくということで、具体的な目標設定は考えておりません。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）今回、この一般質問をするに当たり、いろいろ調べてみました。県内でも非常にトイレについて先進的に取り組まれているなど思ったのが、廿日市市でございました。廿日市市では教育会議の中で明確に目標設定をされ、教育委員の方から100パーセント目標にしていけないのかという答弁に対し、学校教育課の事務局の方から、32年度までに70パーセント洋式化するという答弁がありまして、これ、調べてみましたら、現在75パーセントに近いところまで目標を上回る結果を出されております。あればいいじゃないかと思われるかもしれませんが、学校環境を整える上で、トイレの整備は必要不可欠であるというふうに考えます。最近では、トイレに行きたくなるようなトイレが整備されている小中学校もございますし、高校もございます。町内を見たところ、いまだに和便器が主流であるというふうになっておりますが、廿日市市のように教育会議の中でいろんな意見を交わす中で目標設定をし、そして、その目標を達成するためにどのような3点目に挙げた交付金であるとか、使えるものは使って、トイレをきれいにしていくというような姿勢がこの教育会議の中でも見られますが、海田町の教育委員会としては今の御答弁にあったように、これからやっていくというような方向性でよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）洋式化トイレについてはこれまでも議論されてきて、私も課題は持っております。その点で財源の確保とかいろんな多面的に考えにやいけんこともありますので、そこらも含めて洋式化していきます。

それと、今、議員がおっしゃった中で、一つ、和式トイレから洋式トイレに変わったから臭いが落ちたというよりも、おそらく私が思うのに、和式トイレが古かったから、尿石がたくさん付いていたからだと思われます。どういう調査結果かそれについては私は分かりませんが、私の経験上、尿石を取れば和式トイレでも水洗であれば臭いは消えていきます。そういった点で和式トイレが相当老朽化の中で30年、40年使って、しかも管とかそういったところまで洗浄している機会が少なくなっていますので、そこらもあろうかと思えます。決して、洋式トイレを否定している訳ではありませんので、目標設

定を教育委員会議等で話を出して協議して進めてまいりたいと。

ただ、100パーセントというお話がありましたけども、実は子どもの中には和式じゃないといけないという子も実はおまして、100パーセントになると、和式が好む子が今度はストレスを感じるんです。そういったことも考えますと、やはり100パーセントというのは今の段階でどうなのかなという疑問は持っております。そこらも踏まえて洋式化に財源確保も含めて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）教育長の御答弁の中に臭いについてございましたが、私が調べた限り、トイレメーカーの研究結果で和式便器が臭いの元だということがはっきりと明確に示されておりますので、これは古い、新しいに限らず、和便器が臭うということで間違いないかと思います。

和便器が必要であるとの観点も必要ではあるかと思いますが、けがをした、例えば足をけがをした生徒がトイレに行こうとしたときに、和便器ですと、用が足しにくい、足しづらいという点もあるかと思います。その点についても洋式便器にすることで改善されると思いますので、なるべく早く行っていただきたいと思いますが、いつ頃ということとは明確にここでお示しいただけないでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）いつ頃というのは、ここで明確に示すことができませんけども、滞ることがなく研究して、条件が揃い次第進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）子どもたちが過ごしやすい環境を作るためにも、トイレの洋式化は必要不可欠であるというふうに考えておりますので、是非、その点も考慮した上で、これからこの事業に取り組んでいただけることを希望して再質問を終わります。

○議長（桑原）9番、宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。まず、西浜、日下橋交差点についてお聞きします。この二つの交差点につきまして、危険性について今まで何度か質問をさせていただきましたので、皆さん御存じのとおり、危険な状態にあることは御理解いただいていると思います。今までこのことを指摘して、一番の解決策は新開蟹原線の延伸、これが一番ベターだということを、私もずっと指摘してきております。しかしながら、執行部におきまし

ては、都市計画道路新開蟹原線は廃止することに決めておられます。その代わりに交差点の単独での改良を行いますと説明をされています。その後、それはどうなったんでしょうか。また、東広島バイパスの工事は、西浜交差点から東側につきましては、既に桁が架かっております。工事の進捗も進んでおり、今、暫定で造られておる県道矢野海田線、これも最終的なところに帰るのも時間が見えてまいってきている時期にあります。そうした中で、その時期に合わせて交差点改良をすれば一番ベターではないかと思いますので、来年度に向けて、この新年度予算をどのように考えて編成されるのか、それについてまずお聞きさせていただきます。

次に、中学校給食についての問題でございますが、今年3月議会におきまして、教育委員会におかれましては、各議員からの一般質問の答弁で、当分の間、弁当にするとされております。それが短期間、6月には全員喫食という答弁をされております。こんな短期間でこんなものが決めれるのか、その間の経緯について、もう少し説明をお願いしたい。また、私の方からすれば、別に給食することが悪いというんではないですけども、慎重に検討すべきではなかったんかと思います。それについて、どのような経緯があったのか、御説明を願いたいと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問の1点目については私から、2点目については教育委員会から答弁いたします。

まず、西浜・日下橋交差点についての質問でございますが、1点目の単独で交差点改良を行う説明をした後の取組状況についてですが、西浜交差点については、現在、道路管理者である広島県において完成形を見据えた交差点改良計画の立案をしておられますので、これに町道の整備計画を盛り込み、関係機関と調整を図りながら、改良設計をまとめてまいります。日下橋交差点については、東広島バイパスの工事が終了した時点で国道2号と周辺幹線道路の交通量や交通流の変化を踏まえ、交差点の改良方針をまとめてまいります。

2点目の交差点改良に向けての来年度の予算方針と取組内容についてですが、西浜交差点については、現在、県が検討している交差点改良計画の進捗状況を踏まえ、方針を決定してまいります。日下橋交差点については1点目と同様、東広島バイパスの高架工事が終了した時点で、国道2号等周辺幹線道路の交通量や交通流の変化を踏まえ、交差点の改良方針をまとめてまいります。

それでは、2点目については教育委員会から答弁します。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）宗像議員の質問に答弁いたします。中学校給食についての質問でございますが、平成31年3月議会の時点では、本町に適した昼食の調査研究を進めていた段階であったことから、当分の間、弁当の実施を継続すると答弁したところでございます。その後、調査研究を進めてきた結果、本町が目指す全員喫食による学校給食の実施が可能な状況となったことから、総務文教委員会において実施に向けた検討を行っている旨の御説明をしたところですよ。その間、教育委員会での検討状況等を、随時、町長部局へ報告しながら、7月に、実施に向け準備を進めるという総合的判断に至ったものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、給食問題についてお聞きします。3月に当分の間とおっしゃいました。教育委員会の感覚として当分の間とはどのぐらいの感覚を示すものですか。普通に考えれば少なくとも当分の間いうたら、1、2か月の話じゃないように思うんですが、それについてどういう感覚を持ってやられていますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）言葉の聞こえからすると、当分の間というのは数年とか数箇月とかあるかもしれませんが、公用的にしかもこういったところで示す当分の間というのは、その期間は実は定かではありません。当分の間というのは、次の方針が、次の実施が、行ったところで、当分の間というのが切れるというふうに、そういうニュアンスで解されると思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）普通の人が聞いた当分の間というのは、そんな感覚ですか。議会は特別な用語を使うんですか。調査研究についてもしかりですね。実際しないけども、調査研究だけして終わりですよ。そういう言葉として理解するようになりますが、よろしいんですかね。僕はそういうものじゃないと思いますよ。ここで公式の場で、公式に答弁される訳でしょう。別に、給食を反対している訳ではないんですよ。それともう一つ、3月議会にとんでもないことがありましたよね。町長も御存じだと思いますが、決議という、それも中間報告もない、その審査経緯をどうかと聞いても、全くないような委員会から上げてきた、議会も、本来上程させたらいいけんような決議を通した。何かそれに対

応して答えた、そのようにしか見えないんですよ。当分の間という言葉と二つを合わせたら。我々議会も失敗しています。それについては間違いないです。執行部もその程度で、何か今そういうことに対する言い訳でしかないように見えるんですよ。それならそれで構わんですから、そういう形できちんと言うべきじゃないんですかね。だから、今度こういう問題が起こったときに、執行部はすぐ対応するんですか。僕はそうすべきじゃないと思います。だから、もうちょっと慎重な言葉で慎重に発言して、慎重に検討して、慎重に発表すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 3月の時点での答弁と、6月のときに総務文教委員会で全員喫食のお話や説明がありました。その3か月の間で、どういう切替しがあったのかというところが見えていないんですね。ですから、そういった不信感があるので、そこを払拭していただければ、答弁がみやすいかなと思うんですが。教育次長。

○教育次長（伊藤） それでは、教育委員会と執行部の方で協議した報告をし、調整をした部分を兼山議員の一般質問のときに若干お答えをしておりますけども、ちょっと重ねてになるところがありますが、御容赦いただきたいと思います。

まず、3月の時点では先ほど御答弁したような状況でございました。その時点では教育委員会の方は調査研究を引き続いてやっておったところでございます。3月以降、現実には5月になりますけれども、そこまでに、教育委員会の方で調査研究をした結果を執行部の方に、町長、副町長含めてですが、5月14日になりますけれども、そこで正式に御報告をしまして、そこで大筋の決定をいただいたというような経緯でございます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○9番（宗像） 昨日の兼山議員のとき、兼山議員じゃったかな、の答弁に、5月18日と5月14日という話を出されております。たった1か月半、定例会が終わって。そんなもので結論が出るほど煮詰まっていたんなら、3月議会の答弁が違うんじゃないんですか。今まで何年も掛けて調査研究、調査研究でやられていた訳でしょう。どう考えてもこれじゃったら、殴られたから殴り返したというような言葉にしか取れませんが。僕は、そんなやり方をすべきじゃない、本当に慎重に検討すべき案件じゃなかったんかな。別に、これ、反対するんじゃないなくて、来年4月から初めるんでも構いませんよ。そこについてどうのこうの言うんじゃないんですが、僕、途中の経過、過程の問題です。それと、この前、総務文教委員会では説明されたんかも分かりません。少なくとも、ほかの議員さんにも分かるように、こういう経過でこういうふうな格好で切り替えました、その報告

は必要じゃないんですか。この前の全協のとき、たまたま私遅れたので申し訳ないんですが、そういう途中の経緯の細かい説明をされましたか。どこで方針転換をして、どういうふうになりました、それについて執行部と了解しましたという説明をされましたか。多分、されていないと思うんですが、どうなのでしょう。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）今の方針の転換についての経緯については、委員会の方で御報告はしておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）本来であれば、これだけの大きな問題、今までいろんな議員さんが言ってきたので、やっぱり報告は必要だと思いますよ。こういう方向性、変えました。ただ、やりますけん、あんたら了解せえやという話じゃないと思います。やっぱり、説明責任というのは、対議会に対してもきちんとした説明責任を行うべきと思いますが、これ、今更言っても終わった後の話ですから、どうのこう、これ以上は言いませんけども、町長、そうですね。説明責任は必ず必要ですね。町長もそれをよくおっしゃっていますよね。どうなんですかね。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）説明責任ということになりますと、私らも一応説明はしてきている状況ではございます。しかしながら、御理解できなかった点には非常に反省するところがあるということでございますので、しっかり説明をですね、果たしてまいりたいと思いますので、今後はそういったところをしっかりと留意しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）町長はああいうふうにおっしゃられましたが、そういう経過説明をきちんとされましたか。話が違うんじゃないですか。この議会で、多分、兼山議員が言われたので、初めて説明されたんじゃないんですか。だから、変な誤解を受けるんですよって、さっきから言っているじゃないですか。まあ、いいです。これ以上言っても答えが出ないので。

交差点の話の方へ移ります。県道矢野海田線、現在、暫定的に工事のために道路を造っておると前に説明されましたが、それに間違いありませんね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）そのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これ、町長の答弁にもございますが、完成形を見据えた、多分このことをおっしゃるんじゃないかと思います。元に戻すのを。それは県は県として自分でやるだろうと。でも、町としてのプランを作っておかないといけないんじゃないんですかね。作ってないと、交渉も、そこで擦り合わせもできないんじゃないですか。これには予算を取ると全く書いてない。それ、やる気が本当にあるんでしょうか。本来なら、やる気があるんなら、来年度予算を頑張って取ってみます、これが答弁じゃないんでしょうか。どうです。誰が答弁するんか分かりませんが。本来ならこれは予算を取って、我々の計画を作ってそれと付け合わせをしますというのが、本来の答弁じゃないんでしょうか。僕はそのようにお聞きしていると思うんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）県の今の設計の状況というのを先に説明しておきます。旧森畑西谷線から日の出交差点まで全域において、最終形の交差点形状並びに中央分離帯の位置といった図面を描くべく発注したばかりというふうにお聞きしておきます。その中で、町内何箇所も交差点がございますが、その交差点について関係機関との協議に入れる資料を作っていく、これが県の考えでございます。その中に、今御指摘の西浜交差点、これまで町が腹案として持っておりました図面を、その県の図面の中に盛り込んでいただく、描いていただくという作業をした上で関係機関との協議に入るというのが、町長答弁の内容でございます。ですから、進捗状況によっては、どこまで町の方で来年度の予算を準備できるかというのが今のところは不明でございますので、町長答弁のようになってございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）腹案はありますと、今おっしゃられた、前にも腹案がありますとおっしゃった。じゃ、腹案を見せてくださいと言ったら、腹案は見せるものじゃないと。そんなのおかしいんじゃないんですか。どこがどういうふうになるんか、やっぱり我々も知りたいじゃないですか。出すべきじゃないんですか。そうじゃなかったら予算はもうできているから、まだ公表ができませんが、できていますから予算は取らんでも大丈夫ですよ、そういう説明をすべきじゃないんですか。腹案があるということはできているということでしょう、町としての思いは。違いますか。答弁がちょっとおかしいんじゃないんですか。

すか。そうでなかったら、まだ腹案の状態できちんとしたものがないから、交通量の体系とかいろんな中で予算は取るべきと、私は思うんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）私が言つとる腹案と、今、御質問の腹案の、ちょっと、制度についてちょっと相違があるのかも分かりません。私がずっとこれまで言い続けてきたのは、あくまでも、こんな形状でできるかねというレベルの腹案という意味でございます。それを、この度の交差点形状の図面の中に盛り込んだ上で、関係機関との協議に入りたいというふうに考えております。今のところは、その制度でもって関係機関との協議に臨めるというふうにはお聞きしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そんな状況、県がやるのに町の工事じゃないんですよ、交差点の。交差点そのものの改良はしてくれるかもしれません。あそこはどういうところが走っていますか。平行して1本余分な、町道3号ですかね、走っていますよね。それをどう処理するかでしょう、一番の問題は。交差点自体だった、僕、町にやれと言いませんよ。県がそこで改良してくれるだけで十分ですよ。ただ、あっこの一番大きな問題というのは、町道3号が平行して走っていることじゃないですか。それをどうするかは町が決めなきゃならないんでしょう。僕は、そのための予算を取れと言っているんです。違いますか。町道3号と県道が平行して走っている訳でしょう。ユアーズの方から来る道から小学校に抜ける道と、県道矢野海田線が。あれが一番問題な訳でしょう。今でも交差点が赤のときに、前の車の後ろで、反対の方向へ行けるんですよ。逆に向こうから来た車、交差点が青になるまで止まらずにずっと入れる訳ですね、町道3号線沿いについては。これをどうするかが一番の問題でしょう、町として。その改良をまず検討した上で擦り付けるべきじゃないんですか。単なる腹案があるけん、それで県がやれといったって、県は確かに交差点の所は、やってくれますよ。それは僕も理解します。そうじゃなくて、町道3号の扱いをどうするかのために予算を取ったらどうかと言っているんです。町長、昨日、こういう風に説明されましたよね、多田議員の質問に対して。交通ネットワークの充実という言葉、整備というのを挙げられました。これ、大事な問題じゃないんですか、そういう意味では。当然、おい、この問題があるけん、予算を付けやと。それ、町長が発すべき、あの答弁を聞けばそういうふうに聞こえるんですが、どうなんでしょう。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、最初に町道３号というのが出ました。今、我々が思っとなるのは、今、議員がおっしゃった町道３号の処理を含めた形で協議をしていこうと考えてございます。ですから、当然のことながら、町道３号部分の一部改良というのは町の負担になるだろうというふうには考えておりますが、そこまでの詳しい話がまだできている状態ではございませんので、その進捗を踏まえ、必要に応じて、来年度の予算をお願いするということになりましたらば計上したいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○９番（宗像）僕の経験から、予算の締切りが多分11月末ぐらいかな、そのぐらいになるんじゃないかと思うんですよ、要求のね。それまでには、ある程度の県の方向性が出るんですか。僕はそんなもんじゃないと思いますよ、発注したばかりの状態です。来年度にならんと多分答えが出てこんでしょう。多分、県の全体の計画ですから、繰越明許で引き続き、来年もやるんじゃないかと思いますが、もしある程度出たら、補正予算でも掛けるんですか。それだけの気構えを持っていますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今の段階で、その答えをできる状況にはございませんが、これまでいろいろ一般質問等でお受けしております西浜交差点のことについては、十分に承知しておりますので、できる限り、いい方向に計画が進められるような姿勢で臨みたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○９番（宗像）それについて、もう前々から答弁を受けておる、分かっていますが、それぐらいの気構えはありますかとお聞きしているんです。やれと言っているんじゃないんですよ。気構えはありますかとお聞きしているんです。気構えはあるんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）その気構えでもって臨みたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○９番（宗像）分かりました。その分については西浜交差点、いい方向に動いていただければいい。日下橋の関係、本来、日下橋、国道２号ですよ。だから、改良自体は原因者が無い限りについては国が行うべき、僕は、案件だと思います。今、この答弁の中にも東広島高架事業が終わってからどうのこうのと書かれていますが、それから動いたんじゃないじゃないんですか。いつまで経っても、動いて初めて向こうも対応するかせ

んか、動き始めて、やりとりやって何年も掛かる。もう今から動いて、それを見据えて動くべきだと思うんですが、それに対して、これを初めて質問してから、もう1年以上経っています。何らかの行動、アクションを起こしていますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）行動という中身について、いろいろあると思うんですけども、正式に、これこれをこうしたというような交渉はいたしておりません。しかしながら、日下橋の交差点の現状並びに将来像というのは、国土交通省さんと、公式の間ではございませんが、協議をしたということはございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）公式の間じゃないということは、どういうふうに理解したらいいんかよう分からんですが、事務方同士でただ話したいうだけなんか、それとも、そうじゃなくて、単純に、極端なことを言うと、一杯飲み屋で話しながら、雑談で話したんか、その程度なんか、その辺についてもう一度説明をお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）一杯飲みながらではなく、これまで、あまり詳しい話は御容赦いただきたいと思いますが、都市計画変更の事務、これに取り組んだ訳でございしますが、その際に、新開蟹原線についてどういうふうに取り扱うか、はたまた従来であれば右折レーンというのがあったんですが、それがなくなるからどういうふうに将来像を考えていこうかといった視点での協議、といった協議は行っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）瀬野川を架橋できるまともな橋、大型車も楽に通れる、町道では一つしかないですね。日下橋だけですよね。あとは県。その日下橋、大事な交差点、そこに右折レーン、今大変です、町長も御存じでしょう。あそこ右折、ずらっと車が並ぶいうの。今は県道矢野海田線か、東広島バイパスが瀬野まで開いてから少しは減ってきて、前ほどのことはないですが、一時期、交通渋滞を起こしていましたね。なおかつ、それだけ大事な町道があるところに右折レーンがないのも事実。これははっきり言って、担当者レベルじゃなくて、町長として、それはきちんとお願いをすべき案件だと思いますけども、そういう思いについてどうなんですか、町長。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）ここは部長の私の方から答弁させていただきます。町といたしまし

ても、あそこの交差点の危険性というのはしっかり認識をしております。町の方針は、先ほど町長答弁にもありましたように、今後、交通量とかそういったところを見据えて本格的にあそこをどうするかというのが町のスタンスでございます。危険性は十分認識しておりますので、そういったことで、現在のところはこの交差点は対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私はトップとして、重要性、そのお願いに行く気持ちがあるかどうかいうのをお聞きしておるんです。あなた、トップですか。どうなんですか。それを聞いたら、わしもそれ以上聞きませんので、町長の思い、最後まで、その交通ネットワークと充実とおっしゃられたその言葉に対する答弁をお願いしたい。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）昨日の私の答弁の中に、交通ネットワークの充実、これは後期5か年計画の中にしっかり盛り込んだ内容でございますし、当然、交通の要衝という、町の、要するに大きな目玉でございます。それを充実させるのは大事でございますし、国道においても4車線化、2車線に今動いてきておりますから、そういった流量も含めながら、今度どのような形の形態が、また出る可能性も出てきておりますので、いろんなことを総合的に判断しながらネットワークというものは考えていかないといけないと考えておりますので、今後、そういったところが、計画がどんどん進んでいくということになれば、住民の皆様の生活の利便性がしっかり上がっていく町になっていくと考えておりますので、今、御指摘の内容を踏まえて、交通ネットワーク網に関して、しっかりと協議を進めながらまちづくりに励んでいきたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）今の話を聞きよると、ちょっとどうしても理解半分しきれない。おっしゃることは間違っていないと思います。そうだと思います。何か、今の町長の答弁いうたら都市間の話をされているようにしか見えない。今、私が話しているのは、町内間ネットワークの話をずっとさっきからしている。町内間についてどうかと聞いたら、それなりの答弁を、町長なりに頑張っただけという答弁が欲しかったんですが、そういう答弁をいただけない都市間の話しかされなかったもので、これ以上言っても仕方がないと思いますので、とにかく担当者においては精一杯頑張ってください。先ほど言いました気概を持って最後までやってください。

以上で質問を終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、循環バスということについてお尋ねをいたします。この件については、過去何度かお尋ねをしておりますが、納得するような的確な答弁が返っておりません。7月19日であったかとは思いますが、担当課より、循環バスのルート見直しが発表されました。しかしこれは、ルートの見直しではなく、ただ単に利用分析であったと、このように思います。現在の循環バスは、一般路線バスとほとんどのルートが競合しておるということでもあります。

10年前、この循環バスを走らそうというときから私どもは言っておりますが、本町において200メートル歩いてバスや電車に乗れないところはどこなんかにということで、国信の二丁目の一部、今は違いますが、三迫の二丁目、三丁目、そして、新町、桜が丘、ここが200メートル歩いても公共交通機関に乗れない。この地区をどうするんかということで当初この循環バスの議案が出されたときには、私どもは反対をいたしまして、当初、この案が否決されたと、こういう経緯もあります。それはなぜか。検討が足りないからと、しっかり検討しなさいということで、後日また改めて再提出されて可決したと、こういう経緯があります。皆さん、御存じのとおりであろうかと思います。

その間、試験運転の2年間を含めて十数年になる訳ですが、その間、どのような検討、ルートの見直し、先ほど言いましたように、何回か尋ねておりますが、ルートの検討をする、見直しをするということですが、一部確かに当初よりもルートは変わっておりますが、大差がない。ほとんどが路線バス、いわゆる路線のシャトルバスとの競合であると、こういうことでね、その見直しの進捗状況、どういうことかということでお尋ねをします。

特に、この国信二丁目、ここについては右折ができないとか何とかということで、度々尋ねておりますが、訳の分からん、道路が狭いとかいう答弁がずっと返っておる訳です。そこで新幹線のあたりかどこかあの辺に右折レーンを国交省にお願いして造ってはどうかと、そのときの答弁もということで、前向きに検討する、国交省にお願いするという答弁が返っておりました。これの進捗状況というか、どの程度まで話し合いをしたのか、これについて二つ目をお尋ねいたします。

それから、ついですが、これは通告には書いておりませんが、ここの新幹線の側道に公有地がある、こういうのは皆さん御存じか、承知しておられるのか、いわゆる右折

レーンを造るときの民地買収ということでお尋ねをする訳ですが、ここは承知しておるかということ、追加になる訳ですが、分からねばまた後ほどお尋ねをいたします。

初めにも言いました特に私が述べておりますこの3地区、そういうことで、若干三迫の二丁目地区というのは変わりましたけれども、特に桜が丘、ここがどういうふうに対応するのか、何回か言うておりますが、的確な答弁が返っておりません。そこで、この中で私が申し上げておりますのが、タクシー、いわゆるデマンドタクシーというか、乗り合いタクシーであっていいんですが、特にタクシーでないと対応はできないであろうということで、タクシーによる検討をなさいということをお願いしておりますが、答弁が十何年間も返ってこない、ということになる訳ですね。

この辺のことについて検討されておるのか、先にも言いました7月19日の委員会において、循環バスのルート見直ししましたと、意気揚々と説明された訳であります、中身は何のことやら分からん。バス利用者の分析なんだと、私もこれ、やかましく言いました。そのときにも口頭で申し上げております。次回、チャンスがあると、このタクシーの運行、桜が丘、これどうするのか尋ねるぞということで、口頭で申し上げております。重ねてお尋ねをします。タクシーによる対応はどうか。

以上であります。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。循環バスの説明でございますが、1点目については、昨年度地域公共交通に関するアンケートなどの実態調査を行いました。豪雨災害の影響で調査の実施時期が遅れ、平成31年度に事業を繰り越しましたが、令和元年の5月中に取りまとめを終え、6月に調査結果、課題、今後の方向性について、海田町地域公共交通会議で御説明したところでございます。今年度に入り、アンケートだけではなくて、住民の皆様から直接御意見をお伺いするため、公共交通に関するワークショップを計4回開催し、皆様からいろいろな御意見をいただきました。今後は、今年度中にアンケート等の実態調査、ワークショップで頂いた意見を基に、まずは公共交通のマスタープランである海田町地域公共交通網形成計画の策定を行い、同時に循環バスのルート見直し案を作成する予定としております。

2点目については、右折レーンの設置のため、平成29年には広島国道事務所へ要望しておりましたが、実現の可能性が厳しいことから、その後、設置の要望はしておりませ

ん。そのため、町としては、現在の右折レーンの設置がないことを前提としたルート案を作成することとし、運行形態の抜本的見直しを行っているところでございます。

3点目については、地域公共交通会議の中で、町内にバス利用圏外地域の存在が挙げられ、対応の必要性が指摘されています。今後の改善の方向性としては高齢者等の日常生活を支えるためのサービスの見直しを掲げてまいります。

ルートの見直し、切り分け、複数車両、新たな移動手段の導入などの検討をする必要があるとの改善の方向性が決まったところでございますので、今後、具体的手法を検討していくところでございます。

4点目については、今後、循環バスのルート見直しに合わせ、小型車両を導入するのか、デマンドタクシーなどのオプションを組み合わせるのかなど、海田町地域公共交通網形成計画を策定していく中で検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員、空き地の問題は再質でやりたいと思いますので、御承知置きください。前田議員。

○14番（前田）冒頭からも言うておりますが、町長、非常に素晴らしいというか、ちぐはぐの答弁しか返っておらんのですが、この件について何回も言うてるんですがね、今の最後にもありました、交通網形成計画を策定していく中で検討していきたいと考えております。何をふざけておるんかと言うてる訳ね。15年も前から言うてるんですよ、こう言ってね。要するに、これ、元々の始まりが、単なる循環バスじゃないんですよ。巡回バス、循環バスじゃないんですよ。いわゆる免許返納、交通弱者対策ということで、国交省が始めた施策なんですよ。ですから、先ほども言いました、本町に200メートル歩いて公共交通機関に乗る地区がどこにあるんだ。こういうところの解消、そして、今言うた免許返納者等の交通弱者対策はこの循環バスの目的なんですよ。それで、2年間の試行運転をやった訳ですね。今更言わんでも御存じやろう思うんですよ。

検討した結果がそのルートで走って、先ほども言いましたほとんどがシャトルバス、一般のルート路線バスと競合しておる。ということで、若干見直して、西小あたりにちょっとルートを延長した。その後に、再度また、それでは不十分だということで、おかげさまで私がやかましい言いましたこの三迫の二丁目、三丁目どうするんだということで、約300メートルほど延伸をしたと。非常に、三迫地区の方は喜んでおられると、こういうふうに思うが、もう一歩足を延ばしてくれればまだいいなと、こういうふうに思う訳です。

ところが、今言いました、先ほど来、盛んに言うとります桜が丘、新町、国信の二丁目の、全部ではないですけど、上の方は団地造成で買われたときは、皆さん30代、40代でもごくごく前半。しかし、あれからもう四十何年も経つと、皆さんが80代、高齢。何とかならないかということで、検討して何とか右折しましょう、今言いました、こういう右折レーンをどうかならないかと。それで、瀬野川の状況を知っとるのかと言うたら、知っとりますと、こういう答弁が返っておるんですね。

現実には、今も行ってみてもらえれば分かると思うんですが、1車線造るぐらいの、瀬野川なんかずっと土を盛ったまま。川の、いつも言うとります、川の流量断面。WHLプラス1,000、ここは橋じゃないから1,000は要りませんが、流量断面が変わらないんですね。だから、右折ラインを造って造れんことはないと思うんですよ。それで、答弁、何じゃったかいね、国交省へお願い、どこじゃったかの、その後、やっくらん、最初は、いつやらはちょっとだけ、わしがやかましく言うけ、お願いしてみた、要望したが、厳しい。それはそこまでは分かる、厳しい。分かるんだけど、どうするんかいの。いわゆるルート見直し、効率、盛んに言うてきとるが、見直します、検討します、今も言うた、町長、最後がね、検討、何をふざけとるのかと、こういうことで15年も経って、試行運転から。

今、ピンポイントで言いますが、国信の二丁目の対策とか弱者対策、交通弱者のね、これをどうするのか、右折レーン。国交省がやらないといけないというんだったら、何とかしてお願いせにやいかんのじゃないか、別の方策を考えにやいかんのじゃないか。それを検討するのがあなたたちの仕事じゃろうと思う。それを10年間ずっと聞いてきとるんじゃ、どうなんじゃ、再度お尋ねいたします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）国信の右折レーンにつきましては、町長答弁にもございましたように、平成29年2月に前田議員から一般質問を受けまして、まず私の方が、あちらの事務所の課長さんとお話をして、何度か電話でやりとりして、なかなか厳しいということのを端的に言われましたので、ここ、ちょっと難しいかなと思いつつも、町長さんの方に国土交通事務所の副所長さんの方に直接お願いをしていただきました。

その後、偉い人同士でお話があったので、何か進捗があるかというところで、数箇月経った後に、やはりまたあちらの担当課長さんの方にその後の進捗状況を聞いたところ、やはりなかなか難しいというところで、右折レーンを造ってそこにバスを曲げる

というところに固執をしていたら、いつまで経っても循環バスの延伸とか難しいんだろうというところをまず考えまして、右折レーンがなくても回るためにはどうしたらいいのだろうというところを考えまして、町長答弁にもございましたように、小型車両の導入であるとか、ルートの切り分け等も検討をしなければならないというところで、今年度海田町の交通のマスタープランとなる網計画の方を策定して、それに合わせて循環バスの見直し、町長答弁にもございましたが、オプション等でタクシー等を付けるのかというのを検討させていただきたいというところで現在に至っているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そのタクシーの部分は、後、聞くとしてもね、国交省へ電話等でも願いましたと。直接行って、そこでもお願いもせにゃならんし、先ほど来もちょっと出ておりますが、いわゆる東広バイパス、私どもも、いわゆる政務活動費で行った人もおりますし、私費で行った人もおりますが、国交省へ直にお願いしに行って、早くこのバイパスをやってくださいということで、今、橋脚も相当できた、一部、先ほどもありました床板の桁工事を進んでおるということで、我々も、そういうことで頑張っておるんじゃが、町長も住民のため、町民のためには、国交省へ直に行って、右折レーンを造ってくれ、それぐらいの要望というか、嘆願をしてもいいんじゃないかと思う。何か知らんが、電話でちょろっとやって、その出先出張所の所長さんの方に行ったんか、課長さんの方に行ったか知らんけども、申し訳で、わしがやかましい言うけ、仕方なしに儀礼でちょっとつくもの方まで行ってきました。そんなことじゃ、熱が入らんよ。

ということで、今言うたように、バスが大きいとかこまいとかで、その答弁が、バスを小さくする。非常にいいことじゃと思う。最初からそういうことはずっと言うてきとるんじゃ。バスが大きいとかどうか。だったら、15人乗りのバスにしろさいや、いうてずっと言うてきた。そのときにも言うてるよの。仕事、こういう循環バスをやめるんなら100万円の金でも高いよ。今から10年、20年やるんなら1,000万の金は安いじゃないかと、ずっと俺は言うてきた。そのときに15人乗りのバスが2台で、それに予備車として10人乗りの車1台、3台付けて、900何ぼだ。そういうことまで言うてきとるんだ、覚えんじゃないろけどね。わしは言うてるから覚えがあるがね。今になってようやく小型化するじゃなんじゃ。そんなこと10年前からやかましい言うてきとんのに。

だから、普通の人はいそれだったらどうするんや、この右折、できない。皆さん、安全に、それなりに、仕事から帰ってきて右折して自宅に帰っておられる。海田町の循環バ

スだけがなぜか知らんが右折ができない。だから、そういう、今、課長、あったように、小型化するなり、何かするなり、そこの方の検討は、もう今検討するということじゃないしに、ここで聞いとるのは、今までどのように検討してきたかと聞いとるんよの。分かる。今更、小型化しますとか、どうかしますとか、そんなことを聞いとるんじゃないよ。タクシーの分は後聞くけな。どういうふうに検討したかいうのを。バスのルート、こういうふうに小型化するじゃ何じゃいうて、利用者の分析を聞いとるんじゃないんだ。そのとこ、再度、答弁願いたい。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）29年の3月に、三迫に循環バスが延伸しました。当然、そこまでは、いわゆる今の循環バスのルートの延伸であったり変更というところが前提だったというところはあると思います。その時点では、いわゆる小型車両に変えるとかというところの検討は全くしてなかったというところでございます。何とかしてこの円ルートを可能な限り、道路拡幅であるとか、そういった環境の変化に応じて、何かしらの方法で非カバー地区に行けないかというところを一義的に考えていたところでございますが、やはりそれでは難しいというところで、いろいろな手法を取る必要があるというところで、抜本的な見直しの方をさせていただいておるというところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）本音はちらりとのぞいとるがの、何の検討もしてこんかった、それが本音じゃろう思うんよ。10年間、ずっと。それで、先ほど町長答弁で、何、地域交通網形成計画やら何だらワークショップやら、知らん者聞いたら、わしゃ、横文字嫌いじゃ言うんよの。働きを売っとる店がどんな店か、知らんよ、そんな話はね。日本語で分かりやすく言うてください。何もせずに仕方なしに何かやって、地域交通網会議を開いて、どうやら検討したが、今の課長の答弁、ちらっと、何もしてこなかった。それが本音じゃ思うんよ。

そこで、さっきもちょっと言いましたが、通告にはありませんがと、こう言うてるが、この新幹線側道に、漠然と幅が2メートルかな、その新幹線の側道に沿うて、公有地があるんですよ。何でこういうことを言うかいうと、右折すると側道が狭い、曲がりにくい。出る車がおると、入る車が入れないというようなことがある、というような答弁をされるじゃろうと思うて先に言うてる。公有地があるんですよ、道のほかにね、別に。それを承知しておるかどうか、こういうこと、それは担当があっちにいくんかどうか知

らんけども、管財の方になっていくのかどうか知らないけども、まず、そこで、承知しておるかしてないか、こういうことでお尋ねをいたします。

○議長（桑原）ただいまの前田議員の質問については、空き地については通告にございませんので、執行部は答弁できる範囲でお答えください。町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）私、循環バスの担当課としては、側道の部分に公有地があるということについては、済みません、承知しておりませんでした。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）公有地があるのに承知していない。それは管財の方が、所管が違うからそうなの。だから、通告があるないかは別にしても、そういう財産管理で、先ほど言うのと、右折をするために、国道の幅員ももちろんありますが、曲がったときに出る車がおると、曲がろうとする車が入れない。だから、いろんなことで、民地を買収するかそういういろんな苦勞があると。だから、ここはしなくてもいいんよということ言うのとる訳よ。そういう土地があるんだという。だから、あとはその右折の停車する車のスペースか何か、一般的には右折ラインを造るとすると、500メートルぐらい必要だというのは国交省のあれですが、それは離合を含めての、上下含めての500メートル。だから、片側だけだと、100メートルぐらいもあれば十分。だから、それだと、瀬野川の河川敷にそれぐらいの用地があるよと、こう言うのとるね。その断面は変わりません。川はあくまでも昔からのことで、断面積は細かくしてはならんと。

それで、いつかも言うたが、話は逸れますが、建設にもやかましゅう言うた。町道2号線の歩道が狭いじゃないか、もっと広うせえ。川の断面が狭くなるからどうの。同じことや3分の勾配取るんなら1分の勾配にすればね、勾配を起こせば同じことなんよの。下を引っ込めて、上を出したら、断面は、面積は変わらんのよ。こんなことのね、知恵がないんよ、あなたたちはの。いろんなそういうとこを考えて、川の断面が変わる、逸れたけえ元に戻すけども、右折ラインを造るんならね、国交省ばかりは直に行きなさいよ、町長。特別旅費見てあげなさいや。そしてね、そういう国交省、道路課へ行って、直にね、こういうことで町民の安全のためにも循環バスを走らせるために右折ラインを造ってくれ言うたんでは、国交省もなかなか道路局も、うん、分かったとは言わんかも分からんが、日頃の町民の交通安全のために右折レーンが必要なんだと、言葉を考えていきなさいと。こんなことは、いろんなことで言うてきとる。

これも話は逸れるけども、砂走の沈下橋、これも改修しなさいということを何回も建

設部長にも言うとするが、県は道路の改修は許可せんだろう。そりゃ、改修だとか何とか言うから、許可せんのかよ。修繕じゃと言え、しょうがないじゃないか。そこらの知恵が足らんいうて言うとする、町長、しっかりね、副町長のこりゃ、所管になるがしっかり職員教育して、あんたも県から来とるからね、うまいこと教えて、そういう町民が喜ぶような施策をしてほしい。いうことで、この件はもう、今、答弁は、こりゃ難しいから返らんと思うが、お願いだけしておきます。ここに公有地があるいうのを確認をして、右折レーン、この設置を早急に考えてほしい。こういうことでね、一つお願いしておきます。

先ほども言いました、新町、桜が丘、このタクシー等に、何でもいいよ、ここの交通弱者をどうするのか、どのように検討をしてきたのか、これをね、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）まず、三迫三丁目につきましては、道路拡幅に伴いまして、循環バスの延伸がなされたということは承知されておるとおもいます。先ほど来からの繰返しになりますが、国信二丁目については、循環バスの延伸を第一に考えて、右折レーンができないかというところで、要望させていただいておりましたが、なかなかそれも難しいというところで、抜本的な見直しをさせていただきたいというところになっております。桜が丘についても基本的には同じ考えてございまして、いわゆる循環バスをあそこの上に上げるというのは、かなり物理的に難しゅうございます。通常のタクシー、普通の車両でも急勾配であったり、入り口が狭あいであったり難しいところがございます。やはり、そこら辺のどこを解決するということになると、町長答弁にもございましたように、いわゆる小型車両であるとか、デマンドタクシーをオプションで付けるのかとか、そういうようなのを考えることになろうかと思えます。今までそこら辺を具体的に検討はしておりませんでした、今回の網計画の策定に伴いまして、そういったところも同時に、併せて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）情けないの一言に尽きるよ。先ほど来、何回も言うとするよ。トータル15年間もやっとなるんだよ。その間にずっと検討をなさいうて、さっきも言うたでしょう。7月19日、次回聞きますよということをするよ。少なくとも交渉しときなさい、この件について、答弁できるように。部長、2人に言うとするんだよ。再度、答弁願いたい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）以前から、前田議員の方から御指摘いただいていることにつきましては、十分、承知しております。関係部課としましても、現行ルートの位置ということで、これまでいろいろと検討をしましたが、もうそれでは対応しきれないということで、今回、抜本的な見直しをさせていただきながら、新町の桜が丘、国信二丁目への施策についても含めて、デマンド等のオプションも併せながら検討をいたしたいと考えております。

○議長（桑原）総務部長、15年、その話をしているのに、一向にその話が見つからないということをお前田議員がおっしゃっている訳ですね。その質問に対しての答弁がないんです。いつまでにこうしますよとか、その件についてはこういうふうになっていますとかいう答弁をしてあげていただけますか。総務部長。

○総務部長（丹羽）申し訳ございませんでした。長年にわたり、町民の皆様には御不便をお掛けした面はあろうかと思えます。我々としてもこの網計画を今年度中に策定いたしまして、その結果を受けて施策を打っていきたいと考えておりますので、御理解の方をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）さっきから言うとするのは、町長、よう聞きなさいよ、副町長も、の。しっかり職員教育してくれいうて。中には、そういう威圧的な言動、恫喝するような言動はやめてください。分かっとするんよ、そんなことはね。ところが、今の答弁を聞いてって恫喝的にならざるを得んだろう。威圧的になるだろう。昨日、今日言うたんじゃないんよ。一番近いのは7月19日やというとする。今日まで40日あるんだよ、計算、こましいのは別にして。しかも、何にもしてこなかった、課長答弁、部長答弁、どうなんだ、40日間。町民からただの給料をもらおうとするんか。恫喝になるだろ、それ。どうなんですか。しっかり、副町長、部下を教育せな駄目、あんたの仕事じゃ。逆に言や、あんたがつまらんのよ、副町長。恫喝的になるんですよ。あなたを脅すつもりも何もない、脅迫する気もないが、十何年間やってきて、いまだに何もしておりません、検討します、それを15年間ずっと我慢してきとるんだよ。誰も、三迫三丁目、ありがとういうて、さっきもちょっと言うた、おかげさまで。新町の桜が丘、国信の二丁目は、もうバスじゃ対応できんから小型化するか、タクシーにきなさい、ずっと言うてきとるじゃない。

だから、冒頭に言うたように、当初、この循環バスを走らすと言って、我々が反対し

て否決になったじゃない。その件、承知しているときかどうか、その答弁を願いたい。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）15年来、協議が進んでいないということでございますが、過去の平成22年ぐらいにデマンドについて町の方で検討させていただきましたが、いろいろ町民の方からの反対等もございまして、実現に至らなかったということは承知しております。そして、また今現在、デマンドについて具体的な検討ができていないということについては申し訳なく思っております。公共交通網の形成計画の検討をする中で、そういったこともございまして、バス利用圏外から外れる地域について、新たな利用手段の導入などの検討が必要と、そういった指摘もございましたので、こういったことを踏まえて、今後、具体的な検討を進めていきたいと思っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何回も同じことを言うようになるが、ほんまにそういうことで恫喝的になる、威圧的になっていく。情けないの一言よ。今から検討します、ずうっと言うてきた。さっきも言った、3回目になるんだよ。7月19日に口頭で言うとりんですよ。次回聞きますよ。だから、少なくともこの件についてタクシー会社と話をしておきなさい。どういう答弁したん、そのときに、口頭じゃが。文書出ない。出ないと、今後あなたたちとやるときは口頭じゃなくして、こういう公式の場で記録が残るか、委員会で、文書でやるのか、どうなるのか、そこ。正確な答弁返ってないのよの、副町長。町民からしたら給料払いたくないよ。威圧的言動になるのは、しょうがないよ。40日前に言うたい言うたでしよう。全然交渉、これも何も交渉してないのかどうか、再度確認する。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）まず、7月19日の総務文教のときには、議題としては地域公共交通の各種調査結果及び改善性の方向性についてということで議題にさせていただきました。報告をさせていただきました。ですから、そこでルート見直し案を提示するというような議題ではなかったところについては、なかなか進まないということで、議員の方は遅いと感じられているということで、叱責の方を受けたのは申し訳なく思っています。そこで、デマンド運行について、しっかり勉強しろというところで、当然、そこからスタートしていた訳ではございません。県内には、いろんな、デマンドタクシーであったり、ワンボックスを使ったり、定時路線、不定期路線、いろんなパターンがあります。そういったとこの収益率、それからタクシー会社との契約書、ちょっと公開しちゃいけ

ん部分もあるんですけど、手に入れて、海田町に合ったものはどういったものかというのがいいのかというのは勉強させております。

端的に、まだルートとか細かい仕様が決まってないので、何ぼかというような見積りをタクシー会社さんに、まだ、取るようなところには行っておりませんが、議員さんの御指摘も受けて、いろいろな事例を集めて研究の方はさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何回も繰返しになるがね、研究させていただきますとか、しとらんじゃないか、ね。口頭で、次回こういうときがあると聞きますよというのと、その当時、口頭で言うたじゃないか。これ以上言うても、きりがいいけんね、本当にしっかり検討しなさいや。

循環バスは、今、漠然と芸陽に対して1,400万円、詳しい数字は別ですよ、お願いしとるんだ。それで、利用者が100円払う。漠然と年間の売上げは400万、合計、詳しい数字じゃないですよ、いいかげんなことを言うとするんじゃがね。だから、芸陽に対しては年間1,800万円入る。それで、タクシー、簡単に、これ、わし、私的に聞いとる。年間600万円、海田町内500万円で、年間600万円で走ってくれんか。場合によったら、1台、町内500円で走ってくれんかいうたら、もうそんだけやったら喜んでやりますよ。年間600万円、2台雇うても1,200万円、それだけでも200万円税金始末できる。それに利用者負担100円をお願いできるんなら、400万ぐらい安くなる。今は利用者が日に80人とか、何でもいいわ、80人とするならば1日の利用者で8,000円ある訳。そういうことを考えたら、年間300万、400万、やっぱり上がってくる、井計算で。そうすると、この芸陽の路線バスか何かと競合するようなくだらん循環バスを利用するよりも、タクシー3台雇える。そしたら、町民が雨の日に、これも何回も言うとするの。雨の日に、夏の暑い日に、バスをそこで立って待っとる、バスは定刻に来ない。それじゃったら、タクシーにすりゃあ、玄関から玄関まで、夏が暑けりゃ、クーラーが効いとる所で待てる、雨の降る日は家の中で待てる。これほどいい話があるかというのに、今言うた、検討しておりません。今、これ以上やかましゅう言うても検討しとらんと言うんだから、どうにもこうにもならんからやめるけどね、次回またチャンスがあつたら言うが、これ、副町長、町長にも直にもっと厳しゅう言うとかにやいかんの、こういうような職員をしっかり教育して、そういう町民が困らんように、それで一部で免許は返納しなさい、交通弱者対策

じゃ、口じゃええことを言うとするが、仕事は何もしとらん。ええよの、あんたら、仕事  
せんでも給料もらえるんじゃから。そういうええかげんなことじゃ、困る訳。昨日、今  
日言うたんじゃない。一番近くは40日前、遠くは15年前。詳しい年代は分からんけども。  
要らんことを聞いてみるが、循環バスが走って何年になるんか、試行運転2年入れたら。  
ちょっとついでにそれ言うて小言で終わるけども、その辺聞きたい。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）平成17年度の5月からコミュニティバスの実験運行を始めており  
ますので、そこから起算しますと、14年と3か月になります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）多少の、3か月、半年違うのは、そんなことはどうでもええやん、こま  
しい話の。15年、15年と言うてきたが。いつまでこのことを検討するのか、また機会が  
あったら尋ねるが、早急に、このバス、小型化、あるいはデマンドタクシー、場合によ  
っては3台フル回転して、チャーターだから好きなように走れる。年間1,800万円。年  
間600万円でやってください、3台走らす。そりゃ、町民、ものすごく便利いいはず。  
少なくとも2台、1,200万円。それで100円、利用者が負担すれば、これだけでも100万  
円、1台に対して。そしたら、町負担は1台分500万円で済むかも分からん。そこらも  
併せてしっかり検討してください。これ、お願いしておきますよ。ということで終わり  
ます。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて、一般質問を終結します。

暫時休憩をします。再開は14時45分。

~~~~~○~~~~~

午後 2時28分 休憩

午後 2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第31号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より、  
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第31号議案、工事請負契約の締結について。月見町地内ほかにおいて、施  
工する中店小学校線道路改良工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内  
容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第31号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は中店小学校線道路改良工事、工事場所は海田町月見町地内ほか、請負金額は8,470万円、受注者は若松建設株式会社、工期は議決の日の翌日から令和2年5月29日まででございます。

続きまして、入札状況について御説明いたします。資料1の工事入札状況をお願いいたします。まず、本工事に係る入札については、5月に指名競争入札を執行するため、町内土木業者を含めた海田町及び近隣の業者に対して指名通知を行いました。技術者確保が困難等の理由から全ての業者が辞退されたため、事前に入札を中止いたしました。

次に、工期等の仕様を一部変更した上で、町内土木業者を含めた海田町及び近隣の業者に対して2回目の指名通知を行いました。やはり辞退の申出があり、入札を中止いたしました。辞退された業者への聴取の結果、手持ち工事の状況等から本工事への応札は難しい状況であったため、この度の3回目の入札においては、1回目、2回目に辞退された業者以外で、主たる営業所を、安芸郡、広島市、江田島市、東広島市、呉市に有し、本町に登録のあるA Bランクの土木業者の中から、土木一式工事の公共で施工実績を勘案して、16者を指名いたしました。

入札の結果、予定価格以下で最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した若松建設株式会社を落札者と決定いたしました。なお、辞退業者については、事前に辞退届が提出され、その理由は、技術者の確保が困難であるため人員不足により施工体制に問題が生じるためでございました。

それでは続きまして、工事の内容について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）それでは工事箇所図をお願いします。資料の方は番号2でございます。この度の工事につきましては、横断図にございますように、官民境界側の構造物として擁壁工、それから道路側溝及び舗装工事を行うものでございます。下の位置図を御覧ください。工事箇所は、赤色で着色した箇所でございます。赤色点線でお示ししとるところは、平成30年度からの繰越工事でございます。表層工を除く構造物、路盤などが施工内容となっております。今回の工事の施工延長は256メートル、幅員は16メータ

一です。標準断面図をお願いいたします。擁壁工と側溝工につきましては、先ほど説明しました赤色着色部分の施工区間の延長となります。擁壁工につきましては、延長は60メートルです。側溝工につきましては、両側に設置するということもございまして、230メートルとなっております。それから、先ほど説明しました赤色点々部も併せた舗装面積でございますが、車道舗装が2,530平米、歩道舗装が1,400平米となっております。

工期につきましては、2度の入札中止により約3か月工事発注に遅れが生じたということもございまして、令和2年度への繰越しとし、令和2年5月29日といたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）まず1点目に、これを一括して入札しなかった理由は、多分、国の予算が通らんかったからかも知れませんが、そこはわしの勘じゃが、はっきりと説明をお願いします。

それから、ちょっとこれでは分かりにくいがね、予算のときにちょっと見してもらったんじゃが、赤い分があるよ。点線じゃなく赤い部分が。あれは、工期はいつまでやったら分からのんじゃが、江草興機がされているところと間違いないか。ちょっとその確認とね。

それから、私がいつも入札のときに言うんじゃが、それでは海田町は、もう何年も前から言うんじゃが、県と同じように、入札価格を、なぜ先に表示して入札せんのか。入札価格が例えば5,000万円なら5,000万円、これ、入札価格を表示してやったら5,000万円以下で入札せにゃいけん、それでできんものは辞退するなら辞退する。それと同時に見積書を同時に提出すりゃ、一石二鳥で済むじゃない、の。この入札価格五千何ぼかの、これに対しての、入札してから見積書を出してください、入札価格の見積書。出してください言わなかったら、出さんかったら大事よ、これは。そこらをきちっとして、なぜできんのんか、もうちょっと説明するんなら、今わしが聞いたように、皆さん分かってないから。詳しく分かりやすく説明してもらいたいと。

それから、この落札価格は予定価格の何パーセントか、それをお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、1点目の一括して発注しなかったという御質問は、工事区間

全部を一つにしなかったという意味と解釈してよろしゅうございますか。

○13番（崎本）はい。

○建設部次長（龍岩）そこに関しましては、元々工事箇所図でお示ししたときには、町道4号線も含めて御説明をさせていただいたと思います。しかしながら、1回目の不調の際に業者に聴取りをしたところ、交差点の交通対策に課題があるという命題も言われた関係で、そこを外して町道4号線の交差点部分を外した上で、設計書の再作成をした上で、2回目の入札、3回目の入札に臨んだという経緯でございます。

それから、先ほど、業者名の名前も出ましたが、薄色点々のところが30年度工事でございますから、江草興機株式会社が受注しておる範囲でございます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）続きまして、3点目の予定価格の事前公表の取扱いについてでございますが、本町においては事後公表としている理由として、事前公表とした場合に、目安となる予定価格が事前に公表されることで適正な競争を阻害するばかりでなく、談合等の競争制限行為を助長し、その結果、落札価格が不当に設定される恐れがあるということ、また入札参加者の見積り意欲を低下させ、予定価格の直下に入札が集中する恐れがあるとして、事後の予定価格を公表とし、入札の際に工事費内訳書を併せて提出していただいているところでございます。

それから、最後4点目の落札率については、96.5パーセントでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）あなた、財政課長、県の入札方法は、県はもう10年前、もっと前から、落札価格を公表して、見積りも同時に提出して入札したんよ、の。それがなぜ談合をあれするか、そういうこと、あんた方きちっと分かっておってそういう答弁をされるんですか。それじゃ、県のやり方、あるいは市のやり方か、これは適当じゃないということですか。ある一定のそこには、県のあれに準ずるとか、国のあれに準ずると言われますがね、こういう、都合が悪いときは、いろいろな理由でそういうことが調整できるかできんか、あなた方分からんでしょうが。私は何年も県の入札に参加して、落札価格、入札価格、1,000万なら1,000万以下で入札いけんから、事前に見積書と今の言うあれを事前に出して入札したんですよ。それが適正なあれだ。

あなた方が言われるのは元の県の入札方法で、なぜそれが適正じゃないかと断言できますか。それが適正じゃなかったら、県も入札価格を事前に公表するような入札方法が

されていないはずなんよの。だから、もっと勉強しての、どちらがええかということはきちっと勉強して、それに正しい法的根拠があるんなら、法的根拠を示しての、なかったら、海田町がいかにも正しい、海田町は昔の県のやり方ですよ。

そこら、わし、もうこれ3回目よ、指摘するのは。入札する方も執行する方も、落札価格もやったらそれに対しての見積価格を一緒に提出するんじゃから、フロッピーか何か知らんが、一緒に出さないけん訳よの。だから、どう、どっちがどうか、あなた方が極端にやったら、わしが言う方が正しい思えば正しい、それはいい。

もう一つよ、何年間か、金額は莫大な金額だったんじゃが、1回、国の予算、何かの予算が付かんかったから、1回江草さんが取ったときには安かったよの。覚えはないか。それで、一括にはできん、区分けしたということが記憶にあるんじゃが、そうじゃなしに、今の辞退があったから2回に分けた、3回に分けたじゃなしにの。一括に出せるんじゃったら、これ、1回で出した分は、去年の災害が起きる前じゃった思うんじゃがの。だから、1回にやったらいええいうのが、補正予算が付かんか何か知らんよ。何か知らんが、国の予算が付かんかったという理由じゃったと思うんが、それに間違いはないか。

それと、一つは、一括に出したら経費も安くつくし、監督も安くつくし、元々わしが分割しなさいと言うたときには、分割したら経費が高うつくと、あなた方、言われたんよの。下水道のときによ、の。片方にはそう言われて、片方じゃ分割して。分割がええじゃないかどうのこうの言うたときに、あなた方も見覚えがあるはずよ。福祉センターをやったときもそう言われた。一括したら経費が安くつくし。仕事もやりやすいと言われたんよ。片方ではして、片方では分割して、分割しなしょうがないけん、災害なんかするときに、人がおるけん、一括に出しちゃあなかなか請合う業者がおらんからと思うんじゃがの。その場、その場の説明じゃなしに、道理が通ったというような、その時期、時期に合うた説明ができんもんかと思うんじゃが、その点、どう思いますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず、入札の手法についてでございます。入札のやり方については、全国の自治体でいろいろ試行錯誤しながら取り組まれているところかと思えます。これまでも先ほど議員の方から御指摘をいただきまして、まずは内訳書の提出ということに、今見直しの方をさせていただきました。今後も引き続きまして、いろんな事例を研究しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○13番（崎本）しっかりやってください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）一括か分割かということについてでございます。おっしゃるとおり、一括にした方が経費が安くつくという利点はございます。ですから、最初、一括で発注したんですが、入札後に業者さんに聴取りをしたところ、ここの現場は大きく2点ほど課題があると。それは交差点の処理、それから南側に工場を操業しております。この対策、この2点が重くのし掛かるということでした。ですから、2個の重しでなしに、1個だけ重点的に向かっていってもらいたい。それから、交差点につきましては、南側ができた後、迂回路等の利用もできるということもございますので、後発工事のときに楽に工事ができるんじゃないかというような判断の下、あえて、分割にさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○14番（前田）それは、意味は今言われるのは、それええんよ。分割したら半分にしたらまた交差点が、今発注したら両方が交差点でしょう。最初、交差点なくて、真ん中するものは、どうか、わしも分からんのよ。分割した方がいい言うたら、半分にやって、半分ずつ分割にすりゃいいんじやが、見やすいとこほど先にわしはやりたいというような、やっぱり分割の方法じゃいけないが、そこらを改善する必要があると思うが、今後、そのように改善する、わしが言うたことが分かるか分からんか。まずはそれと、今後、そういう点があったら、そういうことを考慮してやりますと、どっちな二択を選択してください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）議員御質問の意味は理解をしております。現場でのケースバイケースということもあると思いますので、今、議員に御指摘いただいた内容を踏まえまして、十分に吟味しながら発注していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。大江議員。

○5番（大江）ちょっとよく分からないんでお聞きしたいんですけども、この落札金額が7,700万で消費税及び地方消費税で770万、ということは10パーセント掛けのような計算になるんですけども、ここのところを詳しく教えてください。例えば、消費税と地方消費税の割合でこういう金額になっているのか。それとも、令和2年までの工事に入るので、現時点10パーセントの計算でされているのか。現在でいったら8パーセントと思うんですけど、ちょっとお聞かせください。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）消費税率が10月1日から10パーセントになることが既に法律で決まっておりますので、この履行期間が、10月1日以降満了の工事においては消費税率10パーセントで計算しているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）でも、工期が議決の日の翌日からということは、まだ9月から入るのではないんですかね。そうすると、その間は8パーセントの計算で、10月1日から10パーセントの計算とかではないんでしょうか。よく分からないのでそこをお聞きしたんです。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）工事請負契約については、工期の末によって判断するもので、この度は工期の末が10月1日以降でございますので、10パーセントで計算しているものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。前田議員。

○14番（前田）全く同じことですが、消費税は契約時点じゃないの、どうなんかな。今、納期の説明、契約時点であろうと思う、普通は。今までもずっとそうであったと思うし、私の経験上、ずっとそういうふうに認識しておる。完成時ではないと思う。契約時点であろうと思う。それはどういうことで今回だけは契約なんか、もう1回お願いしたいというのと、先ほどの説明で、交差点部分は入っておりませんよと、こういうことなんです、端的に素人で見ると、赤いところというあれと、点線と赤いところはつきりよう分からんが、赤いところがその交差点が難しいから今回どけておるんだと、こういうことなんだが、今回難しかったら、いつ簡単なのか。広島部分も境界部分も、これ、開通するまで待つのかどうか。その辺、でないと、言うとの意味が分かるかな、説明がどうも通らんよ。広島部分が開通しとらんのじゃったら、いつまで経っても4号線の交差点部分、難しいことになる。言うとの意味が分からにゃ、もう1回言い直すけども、その2点、再度お願いしたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）工事請負契約の消費税率の計算について、もう少し詳しく説明しますと、特例により、4月1日前に請負契約を締結済みのものについては履行期間がいつになろうと8パーセントで計算して、4月1日以降に契約をするものについては、履行の期限が10月1日前のものは8パーセント、10月1日以降のものについては10パーセント

で計算するものとなっております。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）交差点工事の件でございます。先ほど、私が説明をしましたが、この工事箇所は、交差点部分と、南側の、操業しておる工場対策という２点のポイントで工事をしていかにやらんということで、難易度が非常に高いというようなことでございます。そのため、まず１個ずつ解決して工事を終わらせたいという意向がございましたため、南側の方についてまず工事を行う、それから交差点部分につきましては南側の工事が一段落ついておるので、それを迂回路として使える可能性も視野に入れながら、工事ができるというふうに考えまして、交差点部分を外したということでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第31号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第31号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり、これを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第３、第32号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第32号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定について。森林整備及びその促進に資する事業の資金に充てるため、森林環境譲与税を財源とし、基金を設置するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第32号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定につい

て御説明いたします。

議案書 7 ページ、第32号議案と、資料 3、海田町森林環境譲与税基金条例の概要をお願いいたします。

説明は資料 3 の条例の概要に沿って御説明いたします。まず、1、制定の趣旨でございますが、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保し、地球温暖化防止、災害防止、国土保全及び水源涵養等の公益的機能の発揮を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。令和元年度から市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境譲与税が譲与されます。これを基金として積み立て、必要に応じて活用するため、基金条例を制定し、管理等に関する事項を定めるものでございます。

次に、2、条例の内容ですが、森林の整備及びその促進に資する事業の資金に充てるため、森林環境譲与税を財源とし基金を設置するもので、第 1 条から第 7 条において記載の内容をそれぞれ規定いたします。

3、施行期日については公布の日といたします。

次に、4、森林環境税及び森林環境譲与税についてでございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案が、平成31年 3 月に国会において可決し成立いたしました。これにより、森林環境税については国税として令和 6 年度から市町村が個人住民税均等割と併せて年額1,000円を賦課徴収するものでございます。なお、令和 6 年度から課税する背景として、現在、東日本大震災を教訓とした防災施策のための臨時的な措置として個人住民税均等割について町民税分500円、県民税分500円、併せて年額1,000円上乗せして課税されております。そちらが令和 5 年度に終了予定となっていることに配慮して、更なる負担増とならないよう令和 6 年度から課税されるものでございます。

次に、森林環境譲与税については、森林整備の緊急性に鑑み、森林環境税の賦課に先立って、令和元年度から市町村及び都道府県に対して譲与されます。市町村へは令和 6 年度から課税される森林環境税を財源とし、納付された森林環境税の 9 割に相当する額を、私有林、人口面積、林業就業者数人口に基づき、それぞれ50パーセント、20パーセント、30パーセントの割合で按分され、譲与されます。なお、令和 5 年度までの間は暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより、各地方公共団体に段階的に譲与され、借入れ分については令和 7 年度以降の森林環境税の収入の一部をもって償還されます。また、制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいことが想定

されるため、都道府県と市町村の譲与割合を 2 割対 8 割とし、段階的に 1 割対 9 割に移行いたします。

次に、裏面 2 ページをお願いいたします。5、海田町への森林環境譲与税の配分予定額については、現時点での県試算によると記載のとおりでございます。令和元年度から段階的に交付が始まり、令和15年度以降、満額交付となる予定です。交付時期は 9 月と 3 月の年 2 回であり、今年度分については、この度の 9 月補正予算案において歳入で森林環境譲与税収入を計上し、歳出でその同額を基金積立金として計上することとしております。

最後に、6、海田町における森林環境譲与税関係事業案については、町内森林の実態調査、公共建築物等への木材利用、森林林業の意義や木材利用促進に関する普及活動などを想定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。日程第 3、第32号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定については予算委員会に付託して審査をすることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第32号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定については予算委員会に付託することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 4、第33号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について及び日程第 5、第34号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第33号議案及び第34号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてほか 1 件。第33号議案及び第34号議案を一括で御提案申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されるため、必要な条例の制定及び関係条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）それでは、第33号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について及び第34号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括で御提案申し上げます。

議案書の9ページ及び14ページをお願いいたします。資料は、資料4、会計年度任用職員制度の導入の概要。資料5、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表になります。改正内容については資料4の導入の概要で御説明いたします。

まず、1の趣旨ですが、現在、非正規職員が増加し、地方行政の重要な担い手になっています。また、地方自治体で働く非正規職員は、臨時、非常勤、嘱託、パート、アルバイトなど様々な名称で働いていますが、自治体によって任用根拠が異なる状態が続いてきました。これらの背景から、非正規職員の処遇改善と任用根拠を明確にするため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、令和2年4月に、会計年度任用職員制度が始まることとなっております。これに伴い、海田町においても、臨時職員、嘱託員、非常勤特別職の職の再設定、処遇改善、勤務形態の決定等を行うものでございます。

次に、2の改正法のポイントですが、地方公務員法の改正により、臨時、非常勤職員の任用制度等の適正化と明確化を図るため、臨時的任用と非常勤特別職の任用を厳格化し、会計年度任用職員を導入するものでございます。また、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員について、期末手当等の支給が可能となるよう給付に関する規定を整備するものでございます。

それでは、どのように職が移行していくかについて、資料最後の6ページの職の移行のイメージを御覧ください。移行の対象となる職は、左側の現状に掲げる職で、特定の学識経験を必要とする業務に当たる非常勤特別職と、下側の緊急・臨時的な業務に当たる臨時的任用職員がでございます。まず、上側の非常勤特別職のうち、学校医や学校歯科医など、専門的な知識経験や識見に基づく助言、調査、診断等を行う職についてのみ、限定的に、現状と同じ右側の非常勤特別職に移行します。その下の消費生活相談員、非常勤講師といった嘱託員については右下側の会計年度任用職員に移行します。

更に、その下の保健センター附属診療所管理者、町営住宅管理人及び生活指導員につ

いては、会計年度任用職員に移行せず、報償費での対応となります。また、左下側の臨時的任用職員についても、原則、会計年度任用職員に移行し、全て会計年度任用職員として任用根拠が統一されることとなります。なお、下側にあります臨時的任用の制度は、引き続き残りますが、任用条件が厳格化され、常勤職員に欠員を生じた場合、災害その他重大な事故が発生しその復旧に緊急な人手を要する場合などに限って、任用ができる職となります。

次に、会計年度任用職員は、勤務時間が常勤職員の1週間当たりの勤務時間と同じか短いかを基準に、右端にありますフルタイムとパートタイムの二つの会計年度任用職員に区分されます。フルタイムの会計年度任用職員は常勤職員と同じ勤務時間で、職員と同様に給料、各種手当及び退職手当の支給対象となります。一方、パートタイムの会計年度任用職員については、常勤職員よりも短い勤務時間で、報酬、期末手当、及び費用弁償の支給対象となります。

次に、会計年度任用職員の服務については守秘義務や職務専念義務、政治的行為の制限、信用失墜行為の禁止など、地方公務員法の服務に関する規定が適用され、懲戒処分や分限処分の対象となります。

それでは、資料の1ページにお戻りください。3の移行方針について、移行の根本的な考え方でございますが、まず制度上、非常勤特別職ではなくなる職については、全て会計年度任用職員に移行します。

次に、臨時職員については、原則として会計年度任用職員に移行します。ただし、雇用期間が非常に短期間のプール監視員等については報償費での対応とします。

続きまして、勤務時間でございますが、現在、フルタイムで勤務している者の勤務時間を、1日7時間、週35時間のパートタイム勤務に移行します。また、その他のパートタイム勤務者は、現状と同じ勤務時間のパートタイム勤務に移行することとします。

次に、2ページをお願いします。休暇等でございますが、国の非常勤職員等の休暇等の取扱いに準じ、一覧表に記載のとおり、付与することとします。○は有給休暇、△は無給休暇、×は制度なしを表しております。表の一番上の年次有給休暇は、現在と同様の取扱いで付与します。また、特別休暇について現行と比べ拡充します。また、一定の条件を満たす会計年度任用職員については育児休業の取得も可能となります。

次に、3ページをお願いします。報酬水準等でございます。まず、報酬額は原則常勤職員の行政職給料表の1級の水準を基準とし、かつ職ごとに現在支給している賃金や報

酬の時間額を下回らないように設定します。それに、地域手当相当分、3パーセントを加えた金額を時間額とします。また、前歴の加算として、海田町において職員として勤務した経験年数を有する者については、その経験年数の一部を考慮し、報酬額を決定します。職ごとの時間額について、現行との比較を報酬額一覧表にまとめておりますので御覧ください。

次に、4ページをお願いします。手当等でございますが、国の非常勤職員の例により、主な手当等一覧表にまとめております手当を支給します。現在支給しているものは移行後も同様に支給します。この表で新たに支給することとなる主なものは、まず2行目の地域手当相当分でございます。これは報酬額に含め、報酬として支給します。次に、8行目の期末手当です。週15時間30分以上勤務し、任期が6か月以上の者で期末手当の算定の基準となる日に在職する者に、常勤職員と同じ支給率で支給します。通勤手当につきましては、通勤回数に応じて、職員の例により費用弁償として支給します。

続きまして、(5)の任用等でございます。職に応じ、選考又は競争試験による客観的な能力実証を行った上で採用します。また、募集及び任用に当たっては、会計年度任用職員が従事すべき業務の内容、報酬等の額、労働時間、その他の勤務条件等を明示します。

5ページをお願いします。任用に当たっての年齢制限については設けないこととします。次に、条件付き採用期間については、任用期間、勤務日数、勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、1か月間の条件付き採用期間を設けることとします。また、人事評価については、毎年度1回評価を実施することとし、実地における能力実証を行うとともに、再度の任用時に活用します。

次に、4の今後のスケジュールですが、10月から、各所属において、今お勤めの臨時職員等への移行確認や制度説明等を行います。その後、来年の2月に、募集、選考、任用を行いたいと考えております。

最後に、5の制度導入に伴う新規制定及び関係条例の一部改正としては、次のようになります。(1)の今回、新規制定する会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例については、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。(2)は、上記以外に制度導入に伴い改正するアからカまでの6条例を掲げております。アは、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で、改正内容については、非常勤特別職でなくなる保健センター

附属診療所管理者、生活指導員、町営住宅管理人及び嘱託員に係る規定を削除するものです。イは、職員の給与に関する条例で、非常勤職員である会計年度任用職員の給与を新たに別の条例で定めるための規定を追加するものです。ウは、職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例で、懲戒減給の効果について会計年度任用職員の報酬に係る規定を追加するものです。エは、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例で、分限休職の期間について会計年度任用職員に係る規定を追加するものです。オは、職員の育児休業等に関する条例で、会計年度任用職員には勤勉手当を支給できないことから、育児休業中の職員への勤勉手当の支給に関する規定から、会計年度任用職員を除く規定を追加するものです。最後のカは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例で、地方公務員法第22条第2項から第7項までが削除されたことに伴う引用条項の整理及び文言の整理を行うものです。

最後に、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。日程第4、第33号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について及び日程第5、第34号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2議案については、予算委員会に付託して審査することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第33号議案及び第34号議案の2議案については、予算委員会に付託することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第35号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第35号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項、その他の権

利の制限に係る規定を削除し及び所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）それでは、第35号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書16ページをお開きください。資料については資料6の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要、資料7の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表をお願いします。

改正内容については、資料6の条例の概要で御説明いたします。まず、1の趣旨でございますが、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることで不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されました。これに伴い、町条例における成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る規定を削除し及び所要の改正を行うものでございます。

次に、2の法改正の内容でございますが、成年被後見人等を、資格、職種、及び業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、個別審査規定へと適正化するとともに、所要の手続き規定を整備するものでございます。ここに掲げておりますものうち、(1)は国家公務員法、地方公務員法等といった公務員等の規定の整備については、原則として、現状の欠格条項の成年被後見人等を単純に削除するものでございます。施行期日については、この整備法により改正される法令のうち、成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで、省令等の整備が必要ないものについては、公布の日となっています。

2ページをお願いします。3の条例改正の内容ですが、(1)は海田町表彰条例の一部改正で、功労表彰又は善行表彰の被表彰者に対する特別待遇について、その取消又は停止の要件から成年被後見人及び被保佐人を削除し、併せてその他の文言の整理を行うものでございます。(2)は海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

の一部改正で、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除し、併せてその他の文言の整理を行うものでございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）この新旧対照表、まず（１）で説明の中では、成年被後見人等、被保佐人の言葉を単純削除と言われながら、ここで破産者については、これ、破産手続き開始の決定ということは、これ、厳しくなっていますよね。完全に破産宣告された後じゃなくて、破産手続きを開始されたものと、厳しくなっていますね。逆に、次のところで、これは単純削除の部分と、それから免職が懲戒免職で、これは逆に言ったら、緩くなっている。これは多分、文言の整理に該当するんですが、ここが変更になったのはいつなんですか。片方は緩くなって、片方はきつくなって、これは文言整理の中に入るんじゃないかと思うんですが、その文言整理をされたのはいつなんですか。それまでの間というのは、これは甘いまま、厳しいままだったということになるんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）まず、１点目の第１条の方の被保佐人のことなんですが、この改正につきましては令和元年６月１４日に公布されております。もう一方の第２条の懲戒免職につきましては、本条例が準じている地方公務員法の規定に対応するために改正したものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それじゃ、上の部分は文言の整理じゃないじゃないですか。改正じゃないですか。これ、違うでしょう。今、説明は文言の整理と言われました。これは改正じゃないですか。下もいつ変わったんですか。変わっとるから変えている訳でしょう。変わったこと自体も理解していなかったということですか。単純に、今、使わなくなった漢字とかなどをひらがなに直しなさいとかいう問題じゃないですよ、これ。法律改正が行われたら速やかに行わなきゃならない案件じゃなかったんですか。単純に文言の整理で済む問題じゃないと、私は思うんですが、いかがですか。違います。私はそう思います。単純に文言の整理で破産者が破産手続きの開始を受けてなんていったら、これ、完全に法律の中身が変わっとるじゃないですか。破産者というのは裁判所が決めた時点で

しょう。最初は手続きの開始と、全然、期間が長くなつとるんですよ。後ろについては懲戒免職と、免職、全然違うじゃないですか。片方は処罰が厳しい状態だけ、前はもっと緩かったのが、これは法律改正がなきゃできん問題だから、文言の整理は違うと思いますよ。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）ただいま御指摘のありました件で、まず第2条の方は私の方から御説明をさせていただきます。懲戒免職の関係につきましては、第6条は懲戒免職を規定していたものなのですが、表現上、免職という形で表現しておりました。これは当時、国の準則に基づいて書いたものですが、今回、国の方から今回の改正に併せて、準則改めるようにということで、6条は懲戒免職を定めたものでございますので、そのように記しております。なお、第5条において、分限の免職を定めておりますので、免職の言葉、それは正確性を期するために、この度、国の方から改めるようにというふうな形で通知がまいったものでございます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）第1条の方につきましては、総務の方の法制の方とそこらを確認した上でこの表現にさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、期間が変わる訳でしょう。法制と相談するしないじゃなくて、期間を厳しゅうする訳でしょう。開始の手続きと破産後というのは違う訳ですよ。単純な文言の整理じゃないですよ。総務部長、どうなんですか、これ。法制として。期間を厳しゅうするんでしょう。単純に文言の整理じゃなくて、新たに定めますでしょう。同じじゃないでしょう。別物でしょう。こんな条例改正あるんですか。昨日も兼山議員から指摘されておるじゃないですか。きちんと審議しなさいやいうて。文言整理する問題じゃないですよ。理解できていますか。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は追って。

~~~~~○~~~~~

午後 3時48分 休憩

午後 3時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

宗像議員の再々質疑に対する答弁から始めます。総務部長。

○総務部長（丹羽）まずは、適切な説明ができなかったことに対しましてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の改正でございますが、破産手続開始の決定を受けて、決定を受けた者がそもそも破産者ということで定義があるんですが、それを国家公務員法でそういった言葉の改正が行われまして、6月14日公布、9月14日施行という法律の国家公務員法の方が改正になりましたので、これに併せて改正をさせていただいて、文言の整理ということで今回の改正に至ったものでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第35号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第35号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第36号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第36号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。住民基本台帳法施行令の一部改正を踏まえ、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加える等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第36号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の17ページをお開きください。併せて、資料8、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の概要及び資料9、海田町印鑑条例新旧対照表をお願いいたします。

内容につきましては、資料 8、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の概要で御説明いたします。1 の趣旨でございますが、住民基本台帳法施行令の一部改正により住民票への旧氏の記載が可能になること等に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されました。この要領の改正の趣旨を踏まえ、海田町印鑑条例について所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容につきましては、(1) 新たに住民基本台帳に記録されている旧氏の印鑑で印鑑の登録申請を受理することができることとする。(2) 新たに印鑑登録原票に住民票に記載がされている旧氏を登録することとする。(3) 印鑑登録者の旧氏が変更され、登録印鑑が登録可能な要件を満たさなくなった場合は、印鑑登録原票を消除することとする。(4) その他、字句の整理を行うというものでございます。

3、施行期日でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行期日と同日の令和元年11月 5 日でございます。

続いて、2 ページ目をお願いいたします。参考として住民基本台帳法施行令等の改正について御説明いたします。1、趣旨でございますが、住民票個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等の改正を行うものでございます。

2、旧氏とは、その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものでございます。

3、住民票個人番号カード等に記載できる旧氏でございますが、(1) 旧氏を初めて記載する際には任意の旧氏を記載可能。(2) 旧氏の記載をしている者の氏が変更した場合、記載している旧氏を使い続けるか、直前に称していた旧氏を変更するか、選択可能。(3) 旧氏の削除は可能ですが、その後、氏が変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載が可能となります。

4、旧氏記載の請求、旧氏確認の方法でございますが、(1) 旧氏の記載を希望する者は、住所地、市区町村に請求する。(2) 請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならないとされています。

5、施行期日につきましては、令和元年11月 5 日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第36号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第36号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第37号議案、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第37号議案、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）それでは、第37号議案、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書18ページをお開きください。資料につきましては、資料10の海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の概要、資料11の、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料10の条例の概要で御説明をいたします。

まず、1の趣旨でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、(1)といたしまして、災害援護資金の貸付けについて規定しております条例第15条第3項における条文の整理及び追加を行うもので、アといたしまして、災害援護資金の支払猶予につきまして、これまで政令第10条

にて規定されておりましたが、条文が削除され、法律第13条で明記されたことを受けての整理をするものでございます。イといたしまして、同貸付けにおける償還金の免除事由につきまして、既存のものに加えまして、貸付けを受けたものが破産、再生手続開始決定を受けたことが追加され、また規定しておりました法律第13条第1項が法律第14条第1項に条ずれしたための所要の改正を行うものでございます。ウといたしまして、同貸付けにおける支払猶予又は償還免除を町が決定する際において、貸付けを受けていた者、又は保証人から収入又は資産の状況について報告を求めることなどができる規定が法律第16条で新規追加されたことを受け、整理するものでございます。

次に、(2)といたしまして、災害弔慰金等認定審査会について、法律第18条において、条例において設置することとされたため、同審査会における設置及び委員の要件等についての規定を追加するものでございます。

次に、(3)といたしまして、先ほど御説明いたしました審査会の委員報酬を1万4,000円と定め、議案の附則の中で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○11番（岡田）ちょっと分かりにくいんですけども、いわゆる災害援助資金、いろいろ条件があって350万円を受けている人が、それが、今のこの1999年の4月以前に受けていた人は経済的困難な方はこれを免除すると、そういうふうな条例のことなんですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）免除につきましては、今までの既存の理由に加えまして、今回、法の改正によりまして、破産とか再生手続開始決定を受けたことについても条件として加えられました。今までのものに加えて、こういうものが加えられたというもので、今回改正をさせていただくものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）海田町にそういう方がおられるかどうか分からないんですけども、1999年か、被災者生活支援法がこのときにできたらしいんですけども、それ以前の貸付けを

されている人がなかなか支払いが困難だというふうな理由で、そういうふうな免除いうんか、払わなくてもいいですよ。今の自己破産した人というふうなのを含めて、そういうふうな改正内容ということでよろしいんでしょうかね。もう一度。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）聞いているところは、阪神淡路大震災、そこら辺のことがあって、こういう貸付けを行ったところが、議員指摘のような状況があるいうところが一つ、そういう形で今回法律が改正になったというのは聞いております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第37号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第37号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第37号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第38号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第38号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第38号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の20ページ、資料12の条例の概要及び資料13の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料12の条例の概要で御説明させていただきます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の取扱いに関する基準及び特定地域型保育事業者が運営に係る給付を受けるための基準の改正を行うものでございます。

初めに、資料12の2ページの参考2の表を御覧ください。特定教育・保育施設は、認可保育所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定こども園に分類されます。現在、町内には認可保育所は7か所、新制度に移行した幼稚園は1か所、認定こども園はありません。

次に、特定地域型保育事業は、幼稚園、保育所、認定こども園とは別に、0から2歳の子どもを預かる事業で、四つの類型に分類されます。5人以下の少人数の保育を行う家庭的保育事業、6人から19人の保育を行う小規模保育事業、個別ケアの必要な子の家で1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業、会社などが従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育事業でございます。現在、海田町内には該当施設はございません。

それでは、資料12の1ページをお願いいたします。2、条例改正の主な内容につきましては、(1) 令和元年10月から施行される幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の取扱いに関する基準の改正でございます。イメージ図を御覧ください。現行では、幼稚園に通う1号認定の満3歳から5歳の児童については、利用料に加えて、おかずやおやつの副食費及びご飯やパンの主食費を保護者が負担しています。保育所などに通う2号認定の3歳から5歳の児童については副食費を含めた利用料及び主食費を負担していますが、この度の無償化に伴う改正により、幼稚園と保育所の保護者負担が共通化され、主食及び副食に係る給食費が保護者負担となり、各施設が徴収します。給食費を除く部分の保護者負担分が無償化されるものでございます。保育所などに通う3歳から5歳の2号認定の子どもの副食費については、これまで利用料に含まれていたため、負担する方法は変更となりますが、保護者が負担すること自体に変更はございません。なお、米印で表記しております副食費につきましては、年収約360万円未満相当の世帯及び第3子以降分の副食費については免除とするものでございます。参考表1の第3号認定の子どもの保育所などに通う0歳から2歳の子どもについては、幼児教育・保育の無償化が市

町村民税非課税世帯に限定されているため、現行の取扱いを継続するもので、副食費及び主食費は利用料に含まれているものでございます。

2 ページをお願いいたします。改正する内容の（２）については、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業者が運営に係る給付を受けるための基準の改正でございます。この基準の改正につきましては、厚生労働省令の改正に伴い、特定地域型保育事業の認可に関する基準が改正されたことに伴い、給付に係る同様の基準であります内閣府令が改正されたため、①から④について基準の改正を行うものでございます。なお、現在、町内には該当施設はございません。

施行期日は令和元年10月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第38号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第38号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第38号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第39号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第39号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について。水道法の一部改正が行われ、指定給水装置工事事業者制度について指定の更新制が導入されることとなったこと等に伴い、海田町給水条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、第39号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の31ページをお開きください。併せて資料14の条例の概要及び資料15の条例新旧対照表をお願いいたします。

説明につきましては、資料14の条例の概要で説明させていただきます。この度の改正の1点目は、指定給水装置工事事業者が工事を適正に行うための資質の維持、向上や、指定時と現状の実態における乖離の防止を図ることを目的として、水道法の一部改正が行われ、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者制度について、更新期間を5年とする指定の更新制度が導入されることとなり、これを受け、指定の更新及び更新手数料の徴収について規定するため、所要の改正を行うものでございます。

2点目は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、給水装置の構造及び材質の基準について規定している水道法施行令の条項が第5条から第6条へ変更となり、これを受け、当該基準を定める規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の改正内容ですが、1点目の指定給水装置工事事業者の指定については、水道法第25条の3の2に定める指定の更新を含めるため、規定の追加を行うものです。また、手数料については、地方自治法第227条及び228条に基づき、指定給水装置工事事業者指定更新手数料として、1件につき4,000円を徴収する規定を加えるものです。

2点目の給水装置の構造及び材質の基準については、引用する水道法施行令の条項を第5条から第6条へ改めるものです。

施行期日は令和元年10月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第39号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第39号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第39号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、第40号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算及び日程第12、第41号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第40号議案及び第41号議案、令和元年度海田町一般会計ほか1会計補正予算、第40号議案及び第41号議案を一括で御提案申し上げます。

この度の補正予算につきましては、道路橋りょう災害復旧事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第40号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算第2号について御説明いたします。

初めに、資料16、令和元年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

まず、資料16の5ページ、6ページをお願いいたします。議会費、議会運営事業については、議会事務局臨時職員1名を加配するため、84万5,000円を増額するものでございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の会計年度任用職員制度導入事業については、会計年度任用職員制度導入にかかり、人事給与システムを改修するため、346万5,000円増額するものでございます。

次に、基金管理事業については、この度の森林環境譲与税基金条例案を提出したもので、歳入では一般財源部分として森林環境譲与税を増額補正し、その同額を森林環境譲与税基金に積み立てるため、基金積立金126万4,000円を増額するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の上下水道使用料減免事業については、平成30年7月豪雨災害に係る上下水道使用料の減免を延長する

ことに伴い、減免負担金56万4,000円を増額するものでございます。

次に、11、12ページをお願いいたします。児童福祉費の保育所整備支援事業につきましては、当初予算で計上済みの民間保育所の施設整備補助金について、国の交付基準額が増えたことにより977万6,000円増額するもので、その財源として国庫支出金を合わせて歳入で増額するものでございます。

次の、子育て支援施設等利用給付事業につきましては、新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金として270万円増額するもので、その特定財源として、国、県支出金を90万円ずつ、また一般財源部分として臨時特例交付金90万円を併せて歳入で増額するものでございます。

次に、13、14ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費の不妊検査費助成事業につきましては、不妊検査、一般不妊治療費助成が見込みを上回ることにより、50万円増額するものでございます。

次に、15、16ページをお願いいたします。清掃費のごみ収集処分事業につきましては、資源物売払単価及び回収量の増により、資源物売払金を歳入で増額し、併せて資源物回収奨励金を歳出で397万5,000円増額するものでございます。次の浄化槽減少化対策措置事業につきましては、廃業届が提出されたことに伴い、浄化槽清掃運搬業転・廃業交付金を304万4,000円増額するものでございます。

次に、17、18ページをお願いいたします。土木費、道路橋りょう費の県道維持修繕工事につきましては、県指示額の増により、歳入で県道維持修繕費交付金を増額し、その同額を県道維持修繕管理業務委託料として26万8,000円増額するものでございます。次の町道改良事業につきましては、寄附受納等が可能となった道路用地の測量等業務委託料に不足が見込まれるため、300万円増額するものでございます。

次に、19、20ページをお願いいたします。河川費の急傾斜地崩壊防止事業につきましては、県指示額の増により、急傾斜地崩壊対策事業負担金を1,265万5,000円増額するもので、箇所としては大立町の海田南小学校近くのマンションの裏手で、災害関連の緊急的な対策事業を実施するものでございます。その財源としては、歳入で町債を増額いたします。なお、当初予算においても事業負担金として620万円を別に計上し、一般財源での対応としておりましたが、こちらについても町債の活用の整理がついたため、当初予算分についても町債を増額し、一般財源からの振替を行います。

次に、21、22ページをお願いいたします。消防費の消防団運営事業につきましては、

消防団員の退職に伴い、退職報償金を103万2,000円増額するもので、その財源として歳入で消防団員退職報償金受入金を増額いたします。次の水防職員給与費事業及び災害対策事業については、平成30年7月豪雨災害対応にかかり、新たに中長期派遣職員を受け入れるため、災害派遣手当72万7,000円、宿泊所借上料50万円、派遣職員負担金450万円を増額するものでございます。なお、一般財源部分において災害派遣職員の負担に係る特別交付税措置を、歳入で併せて増額いたします。

次に、23、24ページをお願いいたします。教育費、中学校費の中学校給食対策改修事業につきましては、中学校給食導入に向けて海田中学校及び海田西中学校において対策工事を行うため、220万円増額するもので、工事箇所図の資料を併せて提出しております。

次に、25、26ページをお願いいたします。災害復旧費、土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧事業については、被災した西ノ谷川及び西ノ谷川支川沿いの町道6号線及び町道137号線のインフラ強靱化を図るため、実施設計業務委託料5,610万円増額するもので、その財源として町債を併せて増額いたします。なお、道路橋りょう災害復旧事業については、この度増額する委託料や当初予算に計上した工事費について、入札不調等により年度内の完了が困難な見込みのものもあるため、繰越明許費を併せて追加いたします。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いいたします。なお、歳出に関連して説明させていただいた内容については、個別の説明を省略させていただきます。まず、中段、15款の災害復旧費国庫補助金の都市災害復旧費国庫補助金については、平成30年度に実施済みの民有地内の堆積土砂排除業務の財源である国庫補助金が、国の手続きの関係から、今年度に交付されることになったことから、この度の補正予算で5,900万円増額するものでございます。

次に、19款、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正予算の財源調整のため、5,206万円減額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第40号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に1億771万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億1,834万2,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費の補正について、議案書の3ページをお願いいたします。歳出でも御説明いたしましたが、道路橋りょう災害復旧費事業について年度内完了が見込まれな

いため、繰越明許費の追加をするものでございます。

次に、議案書の４ページをお願いいたします。債務負担行為の補正につきましては、海田東小学校区及び海田南小学校区の児童クラブ運営業務に掛かる額について追加するもので、令和２年４月からの児童クラブ運営の委託業務開始に向けて、今年度中に委託事業者に係るプロポーザルを実施し、契約手続きを進めるため、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、５ページに地方債の追加、６ページには変更を記載しておりますが、内容につきましては歳入歳出予算の補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、令和元年度海田町一般会計補正予算第２号の説明を終わります。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）続きまして、第４１号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第１号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料１８の令和元年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。

資料１８の３ページ、４ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金の一般被保険者保険税還付事業につきましては、一般被保険者保険税還付税額が当初の見込みを上回ったため、２１５万９,０００円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。１ページ、２ページをお願いいたします。繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を２１５万９,０００円増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第４１号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正予算につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に２１５万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２３億９,３５４万２,０００円とするものでございます。

以上で、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第１号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。日程第１１、第４０号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算及び日程第１２、第４１号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算の２議案について、予算委員会に付託して審査をすることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第40号議案及び第41号議案の2議案については、予算委員会に付託することと決します。

この際、お諮りいたします。予算委員会及び決算審査特別委員会審査のため、9月5日から9月12日までの8日間、休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、9月12日までの8日間、休会とすることに決します。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決します。

なお、次の会議は9月13日午前9時から開会いたします。大変御苦勞様でした。

午後 4時37分 延会